

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会（第2回）

日時：平成23年1月31日（月）9：30～12：30

場所：ホテルフロラシオン青山 孔雀の間

猿田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、これより第2回企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会を開催いたします。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、環境省環境経済課課長補佐の猿田でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、配付資料のご説明をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

最初に、議事次第がございます。

次に、座席表が入っております。

資料1といたしまして、企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会委員名簿でございます。

資料2といたしまして、今回は検討委員会の開催に先立ちまして、各委員の方々にアンケートにお答えいただいておりますので、そのアンケート結果を事務局のほうでまとめた資料でございます。

資料3 - 1 ~ 3といたしまして、今回、金融機関の皆様方の環境経営の取り組み紹介の資料を入れさせていただいております。

資料4といたしましては、FTSEの取組紹介の資料がございます。

参考資料といたしまして、これは委員のみの配付とさせていただいておりますが、ワーキンググループのほうで作成しております、1といたしましては、各国の環境情報開示制度の概要のドラフトバージョンでございます。

参考資料2といたしましては、各国の環境経営及び環境情報の促進策の概要ということで、これもドラフトでございます。

参考資料の3といたしましては、促進策の一例といたしまして、韓国の環境情報開示システムに関する概要の資料を入れさせていただきました。

以上が資料のご説明でございます。

環境経済課長の正田がきょう別件で本日は欠席とさせていただきます。

これより先の議事進行につきましては、上妻委員長にお願いいたします。

上妻委員長 皆さん、おはようございます。本日も長い検討会になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、前回ご欠席だった神戸大学の國部委員から、ご所属とお名前をご紹介します。

國部委員 神戸大学の國部と申します。今回はイギリスのA4Sの総会がございました、欠席いたしました。よろしくお願いいたします。

上妻委員長 続きまして、本日、ゲストスピーカーとして、ロンドンを拠点として活躍されているFTSEの岸上様においでいただいておりますので、岸上様から、ご所属とお名前のご紹介をいただきたいと思っております。

岸上氏 英国のFTSEの責任投資を担当しております岸上と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

上妻委員長 どうもありがとうございます。

それでは、環境省から、前回、検討委員会の検討内容についてご説明をお願いいたします。

猿田課長補佐 前回の検討委員会におきましては、人権なども含めた企業の社会的責任の重要性、環境と人権との関連性、先進的な企業経営における環境と経営との一体化、また、サプライチェーンやバリューチェーンに管理の幅が広がっているなど、経営のあり方や今後の企業の環境取り組みの方向性に関して多くのご意見をいただきました。また、欧州の動向などをもとに、企業の環境情報開示のあり方について、開示の時間軸、財務情報との関連性、読み手の特定、そして、開示する範囲や将来予測情報などの開示項目などについて多くのご意見をいただきました。本日の議論に入ります前に、議論の方向性を確認させていただくため、本検討委員会の発足に至る背景から改めてご説明させていただきます。

国として環境問題に取り組むに当たりましては、環境と経済の両立を図る必要がございます。なぜならば、地球温暖化、生物多様性の危機、大量廃棄といった問題にさらされている健全で恵み豊かな環境は、人類の生存基盤であると同時に、持続可能な経済活動の基盤であると言えるからです。また、環境は経済成長をもたらす重要な柱でもあります。成長戦略においても、環境エネルギー分野は潜在的需要が特に大きい分野と位置づけられており、温暖化対策、廃棄物処理、リサイクル、公害対策等の分野で、投資や技術開発を促進することは成長と雇用創出につながります。我が国は、世界的に見てもトップレベルの環境技術を有しており、こうした技術の海外展開を図ることは、世界全体の環境負荷の低減になるとともに、我が国の成長に寄与するものと考えられます。環境技術と同時に、日本の環境管理指標や環境情報開示も世界のトップレベルにあると考えられます。これは過去の公害経験から日本が環境と経済の両立を図るべく、官民が協力して努力してきた成果

であり、世界に誇れるものであります。このすぐれた環境取り組みを世界に普及させ、地球全体を環境と経済の両立した持続可能な社会に向かわせていくことは、日本にできる世界貢献であると考えます。アジア諸国など今後成長していく国々に我が国の環境取り組みを紹介し、お互いの国がメリットを享受できる関係を築いていくことこそが、持続可能な社会づくりのために必要なことではないでしょうか。

本検討委員会のテーマは、企業の環境情報開示ですが、前回ご説明させていただきましたとおり、本検討委員会が目指すものは、企業の環境配慮行動を促進する好循環を生み出すための実行まで含んだ幅広いものとなっております。環境情報の付加価値を高め、社会の経済システムの中で環境情報が有効に使われていくものとするために、いかなる情報をどのように開示していくのか、実行に移すためにいかなる施策が効果的か、また、グローバルにこれらの仕組みを共有化していくためにはどのような取り組みが望まれるのか、幅広い見地からご検討いただければと存じます。

環境情報は今後ますます重要性を増していくと考えられます。一方で環境問題が対処すべき重要な課題となる中で、経済活動において環境情報が有効に利用されていないのであれば、環境情報の重要性が高まっているとは言えないと思われます。環境情報が有効に利用されるために、環境情報開示の枠組みをしっかりとつくとともに、利用されるための施策についても官民協働で取り組んでいくことが必要です。

そもそも企業活動にかかわる情報の開示は、企業の責任において目的に適合した情報を適切に開示することが基本であると考えます。環境情報に関しても同様で、企業の環境取り組みをしっかりとステークホルダーにご理解していただくために適切な情報を開示する必要がございます。また、環境報告はステークホルダーを特定するものではなく、事業者等を取り巻くすべてのステークホルダーに対して情報を開示するものであり、それは社会全体に対してみずからの社会的責任の一部である環境取り組みについて開示するものにほかなりません。それゆえ、開示される情報の利用者、いわゆる読み手は限定されるものではないわけであり、この考えは環境報告ガイドラインのベースであると考えます。多くの意思決定主体が環境情報を利用できるよう、今以上に情報の利用可能性を高めていく必要がございます。金融機関や投資家等は、企業を取り巻くステークホルダーの1つであり、環境情報の重要な利用者として想定されます。金融機関としても環境分野は今後の成長分野であり、また、潜在的なリスク要因にもなり得る環境を軽視して、持続可能な経営をしていくことはもはやできないであろうと思われます。金融機関等が環境を意識することに

より、環境にしっかり取り組んでいる企業と金融取引を通じて関係を強化していこうとするのであれば、環境により努力している企業、またはすぐれている企業へと資金循環がなされ、そこにさらなる信用創造が生まれていく、また、多くの機関投資家が環境によい企業に中期的な投資をすることにより、株価を高い水準で安定させ、投資家にとっても企業にとってもメリットが得られる投資環境が生まれていく、そうした効果が環境金融にはあると考えております。

金融機関等の経営において環境への意識が十分なされるためには、どのような環境情報の開示が必要か、また、どのような開示であれば多くの投資家等が環境を意識するようになるかを検討していく必要がございます。既存の環境情報の開示に金融機関の視点を組み込むこと、同時に、金融機関が利用しやすい基盤を整備することで、金融関係者による環境情報の利用可能性を高めることができるのではないかと考えております。

そのため、本検討委員会には、環境など非財務情報を金融取引の中に積極的に取り組もうとされている方々にご参加いただいております。ぜひ多くのご示唆をいただければと存じます。

環境情報開示において、企業の環境取り組みをステークホルダーによりよく理解してもらえるような内容にできるのは、当事者である企業自身にほかなりません。その点で環境情報開示における自由度は重要です。一方、開示された情報を見て、企業の環境取り組みやその進展度を評価するためには、環境取り組みの幅や深さが比較的容易にわかるようになっていくことも求められます。特により多くのステークホルダーに情報を利用していただくためには、自由度のみならず、一定の統一性も兼ね備える必要があるのではないかと考えております。また、情報の利用の容易性を高めるための施策を同時に実施することも、環境情報の付加価値を確実に高めていくためには必要だと考えております。

社会に存在するすべての経済主体が環境を意識することによってこそ、環境によい社会、また、持続可能な社会が構築されていくものと考えております。前回の検討委員会のご意見にもございましたが、環境情報が経済主体の何らかの意思決定に利用されたり、経済行動に影響を及ぼしたりするようになれば、さらなる情報の質の向上や信頼性が必要になると思われれます。それは環境と貨幣価値が結びつけられた場合でなくても、環境負荷の地球環境や人、生物に与える影響が甚大なるおそれがある場合には、環境負荷情報など、環境固有の情報の重要性はさらに高まります。冒頭申し上げましたとおり、我々人類が目指すべき社会は、単に経済的な成長を欲するのではなく、健全で恵み豊かな環境を基

盤とする持続可能な社会であり、その構築のためには、環境と経済の両立を図っていく必要がございます。そういった意味において、環境固有の情報はますますその重要性を増していくものと思われます。

また、既に先進的な企業が実施しておりますとおり、サプライチェーンやバリューチェーンでの管理が必要とされつつあり、企業が管理すべき範囲もより広がっております。それは単に企業の社会的責任ばかりでなく、ビジネスリスクとしても管理する必要性が生じているからであると思われます。一方、管理すべき範囲の拡大は、同時に企業へのコスト増加をもたらしてしまうリスクをもはらんでおります。多大なコスト負担は企業の成長を抑制し、また、利益圧迫要因ともなり、企業の持続可能性を逆に阻害してしまうおそれもあると考えられます。それゆえ、社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みをつくり、うまく環境と経済成長のバランスをとっていく必要があるのではないのでしょうか。

今回の検討委員会は、情報的手法としての環境情報開示にかかわるものであり、これだけで環境と経済の両立した持続可能な社会を構築できるわけではございません。低炭素、資源循環、自然共生などのさまざまな政策と情報的手法が有機的に結合し、有効に機能してこそ、持続可能な社会への有用な環境情報開示となり得るのだと考えております。その点につきましても、ぜひご指導いただきたいと存じます。

前回の検討委員会で委員長からご説明いただきましたとおり、今、環境情報は転換点を迎えており、来るべき将来に向かって変革の時期であると言っても過言ではございません。企業や自治体などの皆様が開示する環境情報を世界の持続可能な社会構築のために、また、グリーン成長などにつなげていくために、いかに有用なものにしていくか、有効に機能させていくためにいかなる施策が効率的かつ効果的か、ご示唆をいただければと存じます。

本来、第1回でしっかりご説明させていただくべき事項でございましたが、以上が本検討委員会の発足の背景でございます。環境情報に特化して、その開示のあり方や促進策をご検討いただく意義は非常に大きいものと考えております。少ない時間ではございますが、有意義な検討委員会にさせていただきたいと存じますので、ぜひ活発なご議論、ご指導をお願いいたします。

また、最後になりますが、前回の検討委員会で案としてご提示させていただきました真の環境経営の定義でございますが、普及促進のための将来を見据えたコンセプトとしてご

提示いただきましたが、表現が一般的にわかりづらいものとなっておりますので、本検討委員会では議論しないことといたします。取り組む方々にわかりやすいコンセプトとなるよう時間をかけて検討してまいりたいと考えており、本検討委員会では、その基礎となる持続可能な社会に向けた目指すべき環境経営の将来像をご議論いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

上妻委員長 今のお話の内容に関しては、特段資料はないですね。

猿田課長補佐 はい。

上妻委員長 前回、環境省のほうから基本的なスタンスについてお話がありました。それに関して委員の皆様からいろいろなご意見がありまして、その後、環境報告ワーキンググループでこの問題についても検討いたしました。そのことについては後ほどお話ししますが、そういうような検討、それから、皆様のご意見を踏まえて、今の環境省のスタンスが新たにきちとした形で出たわけでございます。しかし、口頭で聞くだけでは理解しづらいところもありますので、できれば今の内容を要約していただいて、後日で結構ですので、資料として配付して下さい。そうした資料をきちと作っていただきますと、議論を進める上で、我々はどこに立っているのかということがよくわかるようになりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、最終的に報告書をつくるときに基礎になる部分でございますので、どこが我々の進むべきところなのか、一体どこまで我々は考え方を共有したのかということ的前提をしながら進めたいと思います。そういうスタンスで行いますので、何かもし今のお話に関しておわかりにならないことがありましたら、後で適宜ご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、今のお話を前提にいたしまして先に進めさせていただきます。

まず、お手元の議事次第をごらんになって下さい。議題1の「企業の環境経営について」から始めます。企業の環境情報開示のあり方はどうあるべきかを考える場合、一番大事なことは、その企業自体がどこに向かっているのかを評価できなければいけないわけですから、その方向性が重要であることとなります。それで、今、猿田補佐からお話がありましたような持続可能な社会の構築に向けて目指すべき環境経営の方向性といった考え方について、前回に引き続き、ご議論をいただきたいと思います。

それでは、最初に、皆さんに事前アンケートにお答えいただいておりますので、その回答結果から将来の環境経営というものが一体どういうものになっているのかをご説明いた

だきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

事務局のほうからお願いいたします。

事務局 それでは、事務局のほうから、検討委員の皆さんに事前に、将来の環境経営についてということで、さまざまなご意見をいただきましたことをもとに整理して、将来の環境経営とはこういうものを目指しているのではないかとということ、こちら、スライドのほうに、外部環境の変化、内部環境の変化ということで、委員の皆様からいただきましたキーワードを並べさせていただいております。こちらのキーワードを使いながら、将来の環境経営とはこういうことを目指しているのではないのかということ、事務局なりに整理をさせていただきました。まだこなれていないところがありまして、委員の皆様からいろいろとご意見をいただいて、整理をしていきたいと思っておりますので、まずはこちらのスライドにおけるキーワードを使って説明をさせていただきます。

まず、新興国の経済成長に伴う資源エネルギーの生産及び消費における使用量の増大、これは資源の逼迫をもたらし、資源価格の高騰を招くとともに、気候変動、水、生物多様性と環境にかかわる諸問題をより一層深刻化させるというご意見をいただいております。これらの諸問題の解決は、世界的な政策課題で、その解決に当たっては個別の意見、個別の環境負荷の事後的な対策ではなく、生産と消費の増大が環境負荷の増大を結びつかないような持続可能な社会の構築に向けて抜本的な政策がなされるというご意見をいただいております。このため、社会全体の資源生産性を高め、持続可能な社会構築に向けての国際的な枠組みの進展や、各地域、各国では、各種規制の導入、強化がなされ、それらの施策のコンセプトの1つとして、市場メカニズムを活用した経済的な手法が考えられるとのご意見をいただいております。社会全体が環境リスクをチャンスに変える施策やインフラの整備が進み、消費者やマスコミの関心も高まり、持続可能な消費が普及することによって、環境配慮製品、サービスの需要が拡大するというご意見をいただいております。

このような環境の変化は、技術やイノベーションの進展を促し、環境配慮製品、サービスの開発や普及をもたらすというご意見が将来の環境経営ということで、外部環境変化についていただいたご意見を取りまとめた内容になります。

では、こういった外部環境変化を受けて、内部はどのように変化するのかということ、いただいたご意見が、次の下のところに書いてある内容です。

企業にとっては、環境取り組みが、単に事業活動から直接的に発生する環境負荷を低減するためのリスクマネジメントにとどまらず、高品質な環境配慮製品、サービスを提供す

ることで、ビジネスチャンスを獲得するということになり、事業活動と環境取り組みが戦略的に一体化の傾向を強めるというご意見をいただいております。すなわち外部環境変化に対応した経営戦略、このもとに重要な環境テーマに資源を配分し、持続可能な社会に必要な環境配慮製品、サービスをタイムリーに提供することで、社会全体の環境負荷を下げるとともに、企業価値を向上させていくことができるのではないかと意見をいただいております。

その際重要になってくるのが資源生産性の向上であり、資源生産性の向上のためには、生産と消費に伴う環境負荷をトータルでコスト効率的よく削減できるようにすることが不可欠であるという意見をいただいております。こちらのスライドにありますように、サプライチェーンでの管理、これが重要になってくるということが意見で出ております。これは一方でリスクの回避とビジネスチャンスの発展をもたらす、そんなご意見もあります。これは環境取り組みに当たって、これらのことをするに当たって、トレードオフの回避もまた重要である。トレードオフが回避されないと、適切に資源生産性の向上や環境負荷の低減ということが行われず、別の環境問題の発生原因になるというご意見もいただいております。このため、サプライチェーン全体を視野に入れたライフサイクル志向の環境取り組みが必要であり、サプライチェーンのトレードオフを回避して、全体最適化を図るというご意見をいただいております。

ということで、スライドにございますように、企業は以上のような視点を組み入れて、トータルなマネジメントが求められるというご意見をいただいております。

環境変化に対応するために、増大するコスト負担をいかに経済的ベネフィットとのバランスをとりながら、持続可能な社会に適合し、自社の成長も実現することが必要であるというご意見をいただいております。そして、そのためには、こちらのスライドにありますように、持続可能な社会に適合する経営を実現するための組織関係の整備、人材の育成が必要になってくるというご意見をいただいております。

最後に、こういった取り組みをするに当たって、各種ステークホルダーとのかかわりがこれまで以上に重要となり、政府との関係においては、成長戦略のもと、途上国への環境技術やノウハウの移転、すぐれた環境配慮製品の販売とビジネスを通じた世界への貢献という点で連携が重要であるという意見をいただいております。

以上のことから、将来の環境経営とは、単にみずから事業活動で出てきた直接的な環境負荷の低減を行うのみではなく、事業活動を通じて持続可能な社会のニーズにマッチした

環境配慮製品、サービスを提供することで、社会の環境負荷の低減に貢献し、みずからの企業価値の向上、成長を実現するという持続可能な社会に適合した経営であるというふうにとまとめられるのではないかと思います。

以上がアンケートの結果をこちらのキーワードを使いまして、将来の環境経営像ということとまとめさせていただいた内容になります。

上妻委員長 ありがとうございます。

皆さんからいろいろなお意見をいただいているのですが、私が拝見する限り、ほとんど皆さん同じようなことを考えていらっしゃるって、それぞれのご意見を組み合わせると大体一定のイメージになるように思います。先ほど猿田補佐からお話がありましたように、我々の目指すべき環境経営の方向性というのが、環境と経済が両立する社会を実現する、そのために、日本の経験だとか、技術だといったもの、日本企業の培ってきたものを利用して、それを持続可能な社会の構築のために役立てていくという考え方でございます。

よく環境情報開示が万能であるかのようなイメージを持たれることがあるのですが、情報的手法というのは間接的で補足的な方法なので、それ自体が社会の変化を促すというよりは、むしろその情報が出てきている裏側にある、マネジメントそのものに重要性があるのだらうと思います。そのマネジメントの方向性を一体どういうふうにするのかというのがこのテーマでございます。皆さんからいただいたテーマを要約すると、今、事務局のほうから報告があったまとめのようになるわけですが、幾つかのキーワードがあります。この点に関して皆さんからまだ補足すべき事項があればいただきたいと思います。また、ご意見があれば、それもお願いします。

後藤委員 先ほどから環境と経済の両立という言葉が出ているのですが、いつか、環境省さんは、統合という言葉を使われたときもあるかと思うのですが、両立概念はまだ対立概念なので、一体化とか、統合とか、そういう方向にしていただけでないかというのが1点です。

それから、サプライチェーンと私は書いたはずなのですが、バリューチェーンという考え方を入れておかなければいけないので、サプライチェーンを含むバリューチェーンということで、もう少し広げていただきたいと思います。

上妻委員長 ここで言っているサプライチェーンは、後藤委員がおっしゃっているバリューチェーンと全く同じ意味に使っています。サプライチェーンには、川上も川下も含む



西堤委員 事務局ですごくきれいにまとめていただいたので、何となくこのままだと本当にうまくいくのではないかというようなことになっているかと思いますが、私はアンケートではほとんど悲観的なことを書いていまして、特に外部環境の変化ということでは、新興国の成長はあるのですが、一部ではないかと思います。特に生物多様性のCOP10なんかの議論でも、貧困の格差是正といいますか、貧困問題、これをどうするかというのが一番の問題でして、そういうところは環境との関係があると思いますが、先ほど猿田課長補佐がおっしゃったように、どうやってそういうところに貢献していくか、あるいはそういった国がうまく成長と環境を両立させていけるようにサポートできるか、そういうような観点特に重要ではないかと思ひまして、今後10年もかなり厳しいのではないか。先ほど経済的手法が有効だとおっしゃいましたけれども、その背景にある金融とかが、これからお話があるかと思いますが、金融体制ということにもかなり最近懸念が出てきているように思ひます。また、そういうのは後でお聞かせいただきたいと思ひます。非常に心配をしております。

佐藤委員 環境情報開示というのは、自主的なという意味で、企業が企業のためにやるという側面が割合に強いのです。しかしやはり環境省としては、国民の知る権利というものにどういふふうにご貢献するかということで、その読み手を金融関係者に偏ることなく、国民の知る権利にご貢献するという報告のあり方を視点に入れていただきたいと思ひます。

富田委員 西堤委員のコメントとも似ているのかもしれないのですが、ご説明があったように、日本はある意味で公害問題に始まって、環境対策が進んでいたという事実もありますし、報告書に関して言えば、環境省さんのガイドラインがかなりあると思ひますが、環境報告書大国と言ってもいいぐらい、発行部数も含めて出てきている。そういう事実関係はあると思ひますが、結果的に見ると、本当の意味で環境負荷が削減できたのか。例えば民生部門はまだまだCO<sub>2</sub>排出がふえているしというのがありますし、海外に対してもっと影響力を行使するという意味では、本当に影響し切れているのかという観点があると思ひます。ですから、ある意味で、単に今までのやり方をやっていたのでは、本当の意味で目指しているところは必ずしも実現できないのではないかと思ひます。そういう観点で、もう1度改めてこの情報開示 情報開示だけがすべてだと、決して解決できるとは思ひませんが、全体、どういふふうにご考えて、この情報開示を位置づけていくのかという視点に立たないと、単にまた同じようなことの繰り返して、一生懸命やって、報告書はたくさん出たけれども、結局何もなりませんでしたという結果はぜひとも避けるような方向

でまとめられたらいいのではないかと思います。

上妻委員長 例えば具体的にどれか1個例を挙げると何かありませんでしょうか。そういう施策の1つとして。要するに情報開示だけに頼らずに、もう少し情報開示をすることで有効性が高まるような方向に行かなければいけないというご指摘だと思いますが、企業の方のご意見ですので、もし実践とかも含めて、もう少しこういうことをしたほうが企業としてはやりやすくなるということがあるとすれば、それをお願いしたいのです。

富田委員 まず、金融との関係みたいなのはこれから多分出るのだと思いますが、それはあえて環境が大切だからとか、そういった理由に基づいては多分投資はされないと思うのです。本当の意味でこれが大事なのだとせば投資もされるし、逆にそれは企業は反応するわけです。そういうあるべき論だけで語っては絶対にうまくいかないと思います。ですから、あるとすると、先ほど出てきた規制的な手法もあると思いますが、やはり企業側にとっては、何らかのよりインセンティブが働くというところを強めていくような施策がとれないと、本当の意味で企業としてやる気が出てこないかと思います。

上妻委員長 環境情報開示の枠組みづくりという我々の検討会の中で、多分その政策だけでは有効でないというご指摘を國部委員、富田委員にいただいていると思います。それは本当のことだと思います。一体どこまでそこに踏み込めるのかというのがまだ不明なところもあると思いますが、重要な視点ですので、ぜひ記録に残して、最終的な報告書の中に入れていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。もしないようであれば、時間の関係もございますので、先に進ませていただきたいと思います。

次に、金融機関の環境取り組みについて、今回、3人の委員の方にお話をさせていただくことになっておりますので、各企業の金融機関としてのお立場から、環境に関連した金融の取り組みについて簡単にご紹介をいただきたいと思います。

質問に関しましては、3名の方が全部報告が終わりましてからまとめて行いたいと思います。

まず、日本政策投資銀行の竹ヶ原委員からお願いいたします。

竹ヶ原委員 政投銀の竹ヶ原でございます。

金融機関の環境経営を考えると、環境負荷自体は大きくないです。紙ごみ電気になってしまいます。したがって、自分たちのEMSがどうかというよりは、金融機関の役割というのは、本来の仕事である資金仲介機能、ここでどういう役割を果たせるかということ

になると思います。そうなりますと、舞台は、まさに先ほど来お話が出ていますが、金融マーケット、ここをどうしていくかという話になります。

金融市場というのは非常に効率的な存在であります。投融資の対象となり得るべきものは何か、あるいはどこに裁定取引の機会が転がっているか、世界じゅうの投資家というのはそういう目で物を見えています。つまり、実際にプロジェクトなり企業なりが本来持っている価値を算定する、それでマーケットについている価格との差を見ていく。安ければ売るし、高ければ買う、これに尽きるわけですね。

問題は、その価値の算定です。その事業なり企業なりが持っている価値の算定に、つまり、将来のキャッシュフローを現在に割り戻してくる計算の中に、環境に配慮した、あるいはE S Gに配慮した経営という要素が入っているかどうかなのです。つまり、今回は情報を開示する側を議論する会議ですが、金融の話は、受け手の問題であって、企業が積極的に開示している情報を金融市場がちゃんとのみ込めて消化できているのかという話点が論点になってくると思います。

具体的に言えば、直接金融であれば、環境に配慮した企業活動をやっていけば、株価が上昇し、企業価値を増加させることができるのか、間接金融の世界では、環境に配慮した企業経営というのは融資条件に反映されるのか、すなわちデフォルト率が低いので金利が下がるのか、保険に関して言えば、環境に配慮した経営をやっている会社の保険料率はより安全であるから下がるのか、こういう機能を金融市場が提供できるかどうか、これが情報開示に対して金融が与えることが出来る最大のインセンティブだと思います。

私は図中で真ん中に当たる融資の部分を担当しております。スクリーニングとモニタリングをかけて、きちんと環境に配慮していれば、相応の経済的なインセンティブが生まれるような仕組みを市場の中に自律的にビルトインできるかどうかという話です。このためにはマーケットには情報が入っているのですが、消化し切れていないという面もありますから、そこを何とかしなければいけない。多分金融機関ができるとしたら、そこを咀嚼して、マーケットにどんどん伝えていく役割だと思うのです。

我々は2003年、U N E P - F Iの東京ラウンドテーブルを共催催しまして、そこで出た東京原則を踏まえて、2004年から環境格付という融資を開始しました。具体的には通常の融資の審査と並んで、環境スクリーニングをかけて、企業の環境経営をある程度見える化して、これを融資条件に反映していく。この背後にあるのは一つの仮説です。環境に配慮した経営をしている企業のデフォルト率は低いだろうという前提のもとで、環境格付の点

数が高ければ、若干ですけれども、金利を低く出していくという仕組みです。

銀行が入るメリットはモニタリングです。実際に融資をした後、その情報をコベナンツで、言葉は悪いですが、縛って、維持されていることを保証してもらうということです。評価対象項目は多岐にわたります。「環境格付」という言葉を使っていますが、実際には経営全般の中にガバナンス、従業員、ESG的な観点も入っています。事業の進め方とパフォーマンスは環境データに限定していますので、環境格付という言葉を使っています。

観察したいのは、リスク管理がしっかりできていて、将来のキャッシュフローの毀損リスクが低いのか、制約要因である環境というものをビジネスにつなげて成長していく力があるのかどうか、です。こういう評価軸で企業を見させていただいている。結果をみると、いろいろ特徴は出てきており、それなりの情報はとれていると思っています。

今、こういった顔ぶれにご利用いただいて、モニタリングを前提に、このロゴマークをマーケットに出しています。このマークがマーケットに出ている限り、我々が環境経営が維持されていることを保証していることになるわけです。その会社は後発事象により前提が覆ったりしていませんよというメッセージを金融機関が出すことで、マーケットに対して、こういった企業が環境に配慮した経営をしていますよというフラグを立てるという役割です。

実績は最近非常に伸びています。ただ、それを言いたいのではなくて、いろいろな銀行がこういう手法に着目して、間接金融の世界で何とか企業の環境経営を見ようとしてくれる点に注目して頂きたいと思います。こうしたお金の流れは少しずつ間接金融の世界ではできつつあるのかなという実感を持っています。

さらに、情報開示の度合いがより低い中堅、中小の目線には、やはり地域金融機関に登場してもらわなければなりませんので、そこをお手伝いして、いろいろな仕組みをつくっているというのが今の私たちの取り組みなのです。こういう仕事をしていて、どういう点が問題になるか。これは情報の受け手として、出し手とぜひディスカッションさせていただきたいテーマなのですが、悩ましい点は多々あります。企業規模による差、これはどうしようもないところがありますが、当然ここにいらっしゃるような企業の精緻極まりない再現性のある環境開示に比べれば、中堅以下の部分というのは情報の開示も質が非常に低いです。この部分をどうしていくのか。あとやっぱりバウンダリーの問題が非常に悩ましいです。最近、ホールディングスもふえていますから、そういった企業をどう評価していったらいいのか。国内外違いますし、サプライチェーン、どこまでさかのぼるかですね。

今までは国内マーケットだけ見ていれば非常に健全な企業が、サプライチェーンをずっとさかのぼって行って、実際、B E Sのフットプリントが大きい会社があると思います。そうすると、人権だったり、まさにコンフリクトミネラルズの話だったり、そういった話とぶつかってきますと、途端に見え方が変わったりします。ただ、これは一体どこまで見たらいいのか、ここはガイドラインが欲しいところです。

パフォーマンスも同様です。例えば総量でC O<sub>2</sub>が減った、あるいは資源生産性が上がった、いろいろありますけれども、他に景気が悪くなって、成り行きで落ちているのか、企業の努力、E M Sで落ちているのか、この辺の峻別はなかなか難しいです。また、適切な原単位をどうとるかというのも実は企業によってバラバラであって、この辺をどう設定するかというのもできれば標準化ないし統一化が欲しいなというのが、使わせていただく側の立場としてあります。

また、第1回目でも議論が出ていました。環境なのか、E S Gなのかも問題ですね。I S O 26000の時代に入っています。そうすると、実際、どこまで環境に特化した評価をすべきなのかというのも我々に突きつけられた課題だと思っております。

駆け足で恐縮ですけれども、私からの説明は以上です。

上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、三菱U F J 信託銀行の加藤委員からご報告をお願いいたします。

加藤委員 私どもは信託銀行でございますので、普通の銀行業務に加えて信託業務を行っております。本日は信託業務の中で行っております年金資金の運用を行う運用機関としての事例という視点からお話を申し上げたいと思っております。

申し上げたいポイントとしましては、環境も含めたE S Gを考慮する運用である責任投資は、特別なものではないと考えているという点でございます。

私どもは、E S Gを考慮する責任投資（S R I）を積極的に推進してまいりたいと考えておりますが、その背景には、信託銀行としての本業を通じたC S Rに積極的に取り組みたいという考えがあります。信託銀行、すなわち年金資金を運用する運用機関としては、本業を通じたC S Rの重要な大きな柱の1つとして、2006年以降、責任投資に積極的に取り組んまいりました。取り組みの推進にあたり、まず行いましたことは、責任投資と受託者責任の問題です。結論といたしましては、責任投資も他の運用と経済的に伍していければ、受託者責任上問題ないという結論に至りまして、その後、弊社では、国連の責任投資

原則に署名、年金基金様向けのSRIファンドを設定し、昨年10月には、日本の運用機関としては初めてとなりますESG専門の調査グループを設立いたしました。弊社では、個人向けのSRIも取り扱っておりますが、本日は年金基金様向けのSRIへの取り組みに目を向けさせていただきたいと思っております。

責任投資が、なぜ特別ではないと考えているかと申しますと、その理由は株式投資イコール企業全体の活動をどう評価していくかということだからです。すなわち、投資家はCSRだけを見て投資する企業を決めるものではなく、企業活動の全体を評価して投資する企業を決めています。また、企業の限られた経営資源は、経営者の判断で設備投資や研究開発費、CSRなどに振り向けられ、CSRも何らかの理由があってはじめて配分されると考えますと、CSRも経営資源の配分先の1つであって、何ら特別なことではないと考えるものでございます。

そして、こちらのスライドでは、従来からの伝統的な株の運用と、CSR活動の評価も含む責任投資を比較しておりますけれども、投資のプロセス、意思決定の流れは基本的に双方とも同じであると思えます。違いはというと、従来からの運用のほうが、決算のデータなど、数字で定量的に確認できる情報が多いという点ですが、ポイントとして考えておりますことは、従来からの運用でも重要と思う定性的な情報、例えば経営者の質や経営方針といった情報は、既に考慮して運用しているということです。一般的には、CSR活動の評価を含む責任投資は、定量的な情報が少なく、定性的な情報ばかりで投資判断が難しいという考え方もございます。確かにそうかもしれませんが、重要な定性的な情報であれば、従来からの運用でも考慮しているということを考えますと、やはりCSRは特別なものではなく、重要なものは定性的な情報でも運用の中で考慮していくべきであろうというように考えている次第です。

そして、こういったESGの情報を運用で考慮する効果としましては、業績予想の蓋然性の向上に繋がる可能性を考えております。今、証券会社のアナリストが企業の業績予想をしている期間を見てもみますと、1年から2年先はかなりの企業数の業績が予想されております。ただし、それより長くなりますと、企業数は減少しております。一方で、ESGの効果が企業業績に出てくる期間を考えてみますと、その効果は中長期的に出てくるものが多いと思われれます。つきましては、ESGの取り組みを企業業績への影響という視点から評価していくことで、証券会社のアナリストの方々がやっておられる、比較的業績予想する企業数の少ない期間の評価を補い、業績予想の中長期的な蓋然性が高まる可能性が

出てくる考えている次第です。

そして、今、日本で開示されております環境関連の情報をとりまとめたものがこちらのスライドでございますけれども、これまでの取り組みや足元の体制、実績など、過去のデータは、公開情報として比較的とりやすいと認識しております。一方で、今後どのように取り組み、考えていくのか、その方針や今後の投資額といった将来に結びつく考え方や計画といった情報はあまり公開されていないように見受けられます。運用機関としては、今だけ进行评估するのではなくて、今ももちろんでございますが、将来の企業業績、企業価値がどうなるかということをご予想いたします。ついては、これまでの取り組みに加え、企業が将来どう考えているのか、その方針や計画をより多く知りたいと考えております。そして、将来と現在、過去の実績を総合的に見て、企業評価をしていくということになります。一般的な事業計画でも、例えばP D C Aという考え方があると思いますが、E S Gを考慮する責任投資においても、企業を評価する際には、一般的な事業計画と同様、P D C Aと同じ視点で評価してもいいのではないかと考えております。環境への取り組みについても、今申し上げた視点から、同じように考えてよろしいのではないかと考えている次第です。

最後に、ご参考までですが、投資家はどのようなE S G情報を知りたいか、海外の年金基金などと議論した際に、聞こえてきた質問事例をご紹介申し上げます。具体的には、投資家としては、企業のE S Gを取り巻く外部環境の現状はどうか、企業にとってのE S G要因のリスクとチャンスは何か、ということを知りたいということでしたが、これらの質問からE S Gという単語をとっていただきますと、従来からの普通のアナリストが企業にお伺いしている質問と同じような内容となります。申し上げたい点は、投資家は、E S Gを特別視することなく、今までの考え方の中でE S Gを新たな追加情報の1つとして位置づけ、評価しようとしていることを申し上げたいと思います。

以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

上妻委員長 ありがとうございました。

続きまして、大和証券投資信託委託の菊池委員からご報告をお願いします。

菊池委員 大和証券グループの運用会社であります大和証券投資信託委託でファンド・マネージャーの仕事を現在やっております。アナリストとファンド・マネージャーを足しますと、合計で20年以上運用現場の仕事を続けております。先ほどの加藤委員のお話と少し重なるところになりますが、現在私はS R I ファンドのファンド・マネージャーなので

すが、そのそれ以前はグロースファンド、つまり成長株に投資するというファンドのファンド・マネージャーをずっと担当しておりました。そのときと今現在私が与えられているSRIは、加藤委員のお話の中で特別ではないというお話がありましたけれども、共通しているところが非常に多いのではないかと感じております。つまり、一言で言いますと、非財務のところ、業績という形で財務の数値として表に出てくる背景について企業をどういう風に評価するのか、何を評価するのか、どういう格好で評価しているのかというようなことが私ども運用現場にいる者にとっては共通している課題ではないかとではないかと感じておまして、そのあたりを限られた時間ですが、ご紹介させていただければと思います。

このスライドは、私が所属しております大和証券グループの取り組みで、環境にかかわるようなビジネスもいろいろありますというご紹介なので、後ほどご紹介いただければと思います。

私が今実際担当しております投資信託という枠の中で、SRIの状況がどういうふうになっているかということだけ確認させていただきたいと思います。SRIファンドというのは、グローバルと日本では若干状況が違っておりまして、日本ではまさにこの委員会がそうありますが、SRIファンドにおいて環境が非常に大きなポジションを占めてきたという状況が見てとれるかと思えます。

SRIファンドは、日本では99年に始まりましたけれども、最初はエコファンドという格好で、環境への取り組み全体を評価するというファンドが主流でありました。2003年ぐらいにCSRブームがおこり、CSR全体というような評価軸に若干変わってきまして、この数年間はまた環境へ戻ってまいりました。ただし、10年前のエコファンドとは違って、どちらかというところ、環境のオポチュニティー、環境のビジネスをもっと評価してやりましょうというものです。これは人によってはSRIなのか、単なる環境テーマファンドなのかという分類が難しいという意見はあるわけですが、こういった特徴があるかと思えます。繰り返しになりますが、環境というキーワードが日本の投資信託の中では過去10年間、非常に存在感があったというふうに言えるのではないかとと思えます。

次のスライドで、投資戦略を6つにまとめましたけれども、詳しい話をしている時間はありませんので、5番あたりを見ていただければと思いますが、日本におけるSRIファンドでは、テーマ投資がかなり多くなってまいりました。最近のかたまった日本語がないので、こういう表現でいいのか迷っておりますが、6番に挙げておりますマルチテーマ運

用、つまりポジティブスクリーニングという取り組み全体がすぐれているかどうかという  
ようなスクリーニングをかけると同時に、テーマ性を加味してやろう、こういった投資が  
徐々に増え始めているといった状況がございます。

これまでが前置きといたしまして、これから先、きょうの問題をあと3分ほどでお話し  
したいと思いますが、環境に関する情報の活用としてどういう風にやっているか。世間一  
般で言っているのと多分順序を逆にして私はあえて書きました。基本的には企業の持続可  
能性を検証というのがまず最初に出てくる回答かと思いますが、環境経営の特徴を考  
えると、四角の中に書いてありますが、企業の中で購買部門から下の管理部門までいろ  
いろなところを一貫して取り組まなければならぬということに着目したいと考えて  
います。環境経営が上手くできているか否かを、企業全体の評価をする代理変数とし  
て考えることもできるのではないだろうか、こういうような視点を社内でも、あるいは  
企業側とも議論をさせていただいているところです。また、環境情報開示については、  
次にご説明します大きな3つの視点があると投資家として非常に企業の評価がやりや  
すい、わかりやすいと思っております。

1つ目が、経営そのものに関する情報、すなわち環境の取り組みの方針とか、長期のあ  
るべき姿みたいなものです。これは、最近出してくださる会社さんも増えてきているよ  
うに思います。そして2番目は、その進捗を確認する情報、もちろん定量もありますし、社  
員の教育などの内部的な定性の情報も入ってくるかと思えます。そして最後には、先ほど  
テーマといったようなこともちょっと絡みますが、オポチュニティーとリスクに関する情  
報というのが非常に有用かというふうに考えております。

議論が細くなるのでお手元の資料にはつけなかったのですが、情報開示に関してK P  
Iという議論がなされるわけですけれども、こちらのスライドに挙げましたのは、ヨーロ  
ッパの証券アナリスト協会などが中心となり業種別に30、40のK P Iというものを整理し  
たものです。このレポートは昨年後半に出しております、日本ではこういった議論が、  
個社ベースではいろいろやっているところですが、まだなかなか進んでいないというこ  
ろもあって、この辺が私ども、運用サイドとしても課題かなということは考えておりま  
す。

K P Iということに絡んで、今できることは何だろうかということで、有価証券報告書  
とか、短信等々のリスク情報というのがありますが、そういったところにもう少し具体的  
な情報開示をいただくと、投資家と情報開示側のコミュニケーションというか、ダイアロ

グが具体的に進んでいくのではないかという話をこのスライドに出しております。

最後に、これは竹ヶ原さんの話なんかとも少し重なる話ではありますが、CO<sub>2</sub>をもとに非財務情報、定量化への期待と不安という話を最後に申し上げたいと思います。

CO<sub>2</sub>を例に挙げると、これがもしもう少し統一されて、制度開示までいかなくても、ある程度横並びのデータがとれるようになると、私たちとしてもいろいろな比較可能性が出てくる。そして、新たな投資指標が誕生するということも可能性としては出てくる。これもお手元の資料につけておりませんが、ボストンコンサルティングなどがROCというような資料を出してきておりまして、環境効率という分析ツールがもしかしたら我々にも使えるようになるかもしれないという期待が出てきているわけでありまして。

しかしながら、一方では、現在のところ、統一性には問題がある。本当に比較可能性が担保されているのかといったようなことも含め、私たちはいろいろな検証を考えているところであります。まとめますと、環境情報を使うことによって、企業価値の評価に本当につながれるのかというのをいろいろ自問自答、あるいは企業の方々と話をしながら、今現在日々の業務を取り組んでいるというような状況です。

上妻委員長 どうもありがとうございます。

金融機関の方々がどういうふうな環境マネジメント像を考えていらっしゃるかが、今回のご説明の中にいろいろ出てきていると思うのですが、我々は持続可能な社会に向けて貢献しようとする企業が適切に評価される情報的手法はいうものなのかを考えるためにこの検討委員会を開いているわけです。しかし、そのときに重要な牽引力となるのが金融だと思っています。通常、企業を評価するときは消費行動や金融行動が重要になってくるわけですが、今のご報告をうかがっていると、企業の環境経営に経済的合理性を見出せる場合と見出せない場合、その両方に金融機関がどのように対応しているがよくわかったように思います。

いずれにしましても、我々はまだ持続可能な社会への移行途上におりまして、企業が環境に配慮したマネジメントを行っていても、それが経済合理性のない場合もあり、また逆に経済合理性が出てきている状況もありまして、その両方をどうやって適切に評価するのかということは非常に難しい時期なのかと思っております。

いずれにしましても、今の3委員の方のご説明に関しましてご質問をいただきたいと思うのですが、企業の情報開示一般に関しましては次の議題として取り上げたいと思いますので、金融機関の環境経営に関してのご質問いただきたいと思っております。

國部委員 どなたの委員でも構わないのですが、非常に詳細な現場の話をいただきました、ありがとうございます。私もSRIについては、海外も含めてかなりたくさん調査してきたんですけれども、定量的な評価のところを最後の大和投資信託の菊池さんがおっしゃったんですが、実際にCO<sub>2</sub>が比較可能になったときに、それ以外の財務的な情報があるにもかかわらず、それを定量的に入れることが本当にできるのか。現在のところの環境のスクリーンは、基本的には定性的な情報で入れる入れないのレベルの判断だと思うのですが、定量的になったら比較可能だけれども、本当にそれが投資判断で意思決定できるのかというところはやや疑問が私は疑問があるのですが、いかがですか。

菊池委員 CO<sub>2</sub>だけで投資判断をするかどうかというのはもちろんノーなのですが、先ほども最後にROA、ROC、ROEと3つ手法を出しましたけれども、ああいうような格好で収益性、ROEというのは一種の成長性指標ですから、後CO<sub>2</sub>を使って効率性指標ができれば、有用評価手段となるのではと思います。企業をみる際に、丸でも四角でも何でもいいですが、それをいろいろな角度から、光を当ててやらなければいけないというふうに思っていて、その中で環境というのは現在先生がおっしゃったとおり、定性的な情報が中心ですから、その光がどうも弱い、点線の光しか当てることができない。それをもう少しきっちりとした光を当てることができるのではないかというふうに思っています。ですので、繰り返しになりますが、環境情報だけで、あとは業績を無視するかというと、当然そういうことは投資家としてとりませんが、有用な追加情報を我々が手にすることができるのではないかというふうに考えています。

魚住委員 3委員の方のお話、よく理解できた部分と、基本的に理解できない、わからない部分が、SRIファンド、金融でもあります。企業のほうに直接投資、融資して支援するというのはよくわかるのですが、市場から買ってきてファンドにすると、このときどれだけいい企業に応援になっているのか、買ったときは株価は上がると思うのですが、その後、保有し続けていても上がるも下がるも関係のない話だと思います。教えていただきたいのは、SRIファンドの意義というのがもう1つ私は理解できないので、そこを教えていただけたらと。

上妻委員長 それでは、3委員の方々からそれぞれお答えいただけますでしょうか。

竹ヶ原委員 金融は大きく2種類ございまして、我々、銀行のようなものが間に入る間接金融と、実際に個人投資家、資金を余らせている家計が直接企業の株を買ったり、債券を買ったりする直接金融の世界。SRIファンドというのは、恐らくその直接金融のパ

スの1つとして存在するのだと思います。ですから、情報の非対称性が大きくて、個人投資家になりますと、どこの会社が本当の意味で、環境にいい悪いという言い方が適切かどうかわかりませんが、より安全な投資先なのかというのがあると思います。環境に配慮した経営をしていると何がいいかということ、将来の恐らくキャッシュフローの毀損リスクが低いんだと思うのです。というのは、高度な廃棄物管理をやっている会社と、不法投棄されないぎりぎりの産廃業者への委託で済ませている会社、これは多分見かけの収益は後者のほうがよくて、前者のほうが低いのですけれども、恐らく先々、とんでもない不法投棄に巻き込まれて、企業がばたっというってしまうかもしれない。そういうリスクは圧倒的に前者のほうが低いはずなのです。ただ、そういう情報を個人投資家がアンテナを張りめぐらせてわかるかといったら、多分それはわかりませんので、しっかりしたアナリストがついて、ファンド・マネージャーが組成したファンドで、ここに入っている会社であればそこは大丈夫なんですよというメッセージがマーケットに伝わる。そうすると、個人投資家はそこを選んで投資をすることで、結果的にお金の流れがそうでない会社からそうである会社にシフトしてくる。結果、そのファンドに常時選り続けられる会社というのは、結局のところ、個人投資家の資金が集まりますから、株価も安定してメリットがある。すごく遠回し遠回しの間接の言い回しになりますけれども、恐らくそういうことではないかなと思っております。ただ、私は当事者ではないので。

加藤委員 今のお話は、運用機関が、投資する企業を決めるときに、ESGのテーマを考慮する効果や影響についてかと存じますが、株式への投資は、直接的な影響はない面があります。ただし、SRIのようなコンセプトを持ったファンドがふえていきますと、株式市場を通じて、企業の経営者に対して、ESGへの取り組みの重要性を伝えるメッセージになると思われます。間接的なお話だというご指摘に対しては、まさに同感でございます。一点、補足申し上げますと、企業を選んで投資した後、投資家は株主になります。日本で一般的な株主行動は、議決権行使になりますが、議決権行使などを通じて、ESGを考慮していくというやり方もございます。株主は基本的に保有している限り株主として続きますので、メッセージの発信の仕方のやり方の1つと考えております。

菊池委員 実際にそのファンドを担当している人間として追加的に申し上げるのは、株価がどういうふうに対応するか、動くかという議論はともかくといたしまして、ポートフォリオの内容、あるいは個別企業の取り組み等々というのは、SRIファンドの場合、ほかのファンド以上に恐らく投資家の方々に情報発信をしているという傾向にあるかと思

います。私もホームページ上でコラムを書いて、企業の取り組みを紹介したりとか、マンスリーやウイークリー・レポートという格好で企業のCSR活動の紹介をしたりなどというように積極的にやっております。これは私だけではなくて、他社さんも同じようなことをやっておられて、企業にとって、そういった点でも、自社ではないところから情報発信があるというようなメリットといいますか、効果というのも実はあるのではないかと、ということを追加で申し上げたいと思います。

魚住委員 ありがとうございます。間接の間接というようなものもあるかなと。ただ、SRIファンドのほうは、例えば分析して、ESGがすばらしい、環境もいいというふうにだれが見てもすばらしいというような状態であっても、株価がすごく高いというときは買われませんよね。だから、その部分が私はESG、そっちのいいところを応援しているのではなくて、自分のところの利益も考えてやっている。こういう企業はよくやっていますよというのをアピールするのはいいんですけども、それは銘柄に組み込んだところをしていたら、自分のところのファンドを上げることにもつながるわけだし、これはすばらしい企業だけど、今高過ぎるからファンドには入れない。だけど、こういう企業がいいのですというようなアピールをされたら、本当のESG評価だと思うのですが。個人的意見です。

後藤委員 私は実は社会的責任投資フォーラムというものの会長をやっておりますので、一言だけ応援演説をしておきますと、欧州各国では、企業のCSRを進めるために、結構SRIを活用しているということがあるのです。一番初めにやったのはたしかイギリスだと思いますが、私的年金基金で、ファンド・マネージャーに投資先のCSRをどう考えるか、説明責任を課した。そうしたら、5年ぐらいで年金基金の90数%がSRIに変わったのですが、当然そうすると企業側は、投資をしてもらうためには、CSR情報を開示しないと、投資してもらえないということになりますから、そういう意味では、企業のCSRを進めるという効果に使っていることもあるわけで、数字は正しいかどうかは全然わかりませんが、欧州は全運用資金の1割ぐらいがそちらに行っているというようなことを欧州のSIFの方々は言っております。数字的には本当にそんなにあるのかなと思いますけれども、そういう効果もあるのではないかと思います。

加藤委員 先ほどの魚住委員のご指摘に対しまして補足申し上げます。SRIファンドは、それぞれのファンドによりまして、コンセプトが異なり、目標とする投資期間などが異なるものがございます。投資期間が短めなものもあれば、本当に長いものもあります。

更に、実際に企業を選ぶときに、どういう選び方をしているか、その選び方の違いもございます。割安株に投資するものもあれば、業績の成長性を重視して投資する企業を選ぶものもありまして、さまざまなSRIファンドがある中、一概には、先ほどのご指摘のように言いきれない面があるのではないかと考えておる次第です。

菊池委員 一言だけ補足をさせていただきたいと思います。環境経営というところで、環境と経済の両立であろうか、統合であろうかという話がありましたけれども、まさに投資でも同じでありまして、ESGの取り組みがすぐれているからといって、業績が上がっていない企業が果たして投資対象になるかということ、やはり両方私どもとしては見たいわけでありす。そういった観点からすると、業績が過度に織り込まれてしまった、あるいは業績の成長なり、価値という点でどうなのかという企業は、ESGの取り組みがいかに先進的であっても、若干評価を下げざるを得ないというところがあります。

上妻委員長 この話題は個人的に非常に興味があるのですが、時間の関係もありますので、発言順をお待ちの富田委員と西堤委員のお話を伺って、終わりにさせていただきたいと思います。

富田委員 皆さん、大体ESGとか、経営全般的な話で位置づけという話で、非常に納得感があったお話を聞かせていただけたのですが、私の質問は、昨年、メキシコ湾で大規模な石油流出事故があって、ある意味で企業が引き起こした環境問題の最大規模のものではないかと思うのです。当然金融という観点からものすごいインパクトがあった事象だと思います。あれは私の個人的な見解からすると、環境マネジメントというよりは、ガバナンスの問題であったり、聞くところによると、安全のプロシージャーがあったにもかかわらず、守られていなかった、どちらかということ、コンプライアンスの問題であったり、BCPとか、リスクマネジメント、クライシスマネジメント、そういった観点の問題ではないかと認識しているのですが、そういった観点を評価して、あれが事前に本当に評価できたかどうかというのはさておき、そういうことを評価すると考えたときに、環境情報開示ということだけで本当に評価し得たのかということ、かなり疑問ではないかと私は思いますので、前回も申し上げたのですが、環境問題だからと、環境情報開示だけをしていれば物事がわかるというのは、ちょっとおかしいかなと思っているのですが、もしその辺で見解がありましたらお聞かせ願えればと思います。

竹ヶ原委員 全く同感です。例えばコンプライアンスを見るとしても、環境法令だけ見たら非常に身ぎれいだと。ところが、独禁法違反を繰り返しているような会社があったりす

ると、果たしてこういう企業を是と見るか非と見るかというのは、実は我々の中でもすごく迷いがあります。なので、余り1つの側面だけで見えてしまいますと、実態、その企業が本当に安定的なのかどうかという非財務情報の補強にもならないようなことがあります。そこをどうバランスをとるかというのは、ここの場で議論されるのでしようけれども、私も今のご指摘に全く同感でございます。

西堤委員 菊池委員のグラフがあったのですが、CSRとか、どっちかという、リスク対応のときは余り伸びていなかったのだけれども、エコビジネスのオポチュニティーでやると、かなり伸びて、リーマンショックの後で一時的に下がっていますが、またその後回復してきているというので、やはり日本としては、オポチュニティーというのを強調すべきではないかと思うのです。それに対しては、これからFTSEさんのお話があるかと思いますが、日本の金融機関に、自分たちがリーダーシップを持って、こういうことをやっていきたいと、欧州からの受け身で、それにどう対応するかというのではなくて、そういうことをお願いしたいのが1点。

やっぱりリーマンショック以降、日本の企業は相対的に株価も下がっていますし、財務的にかなり傷ついた状況が続いていると思います。そういう意味では、環境ということでは、間接金融もあるのですが、直接金融といいますが、昔の高度成長期のように、今はちょっとどうかなと思うけれども、これから伸びるのではないかという企業をどんどん伸ばしていくというような日本の金融のあり方をもう1度見直していただくのも必要かなと考えております。

上妻委員長 ありがとうございます。議論は尽きないところでございますが、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題2でございますが、環境経営を適切に評価するために有用な環境情報のあり方についてご議論をいただきたいと思います。

まず、環境報告ワーキングのほうで、この問題について議論しておりますので、そのことについて私からご報告させていただきたいと思います。

環境情報開示に関して、一体最近どんなトレンドが国際的にあるのかということを経務局のほうからまとめていただきまして、その資料を元にワーキングで検討しているのですが、皆さんとほとんど同じようなご意見で国際的な評価もなされていると思います。要するに、これまでのようにリスクマネジメントとしてではなくて、ビジネス機会の創出という部分も含めて、環境要因が企業経営に与える影響はすごく強くなっているのです、その実

態を適切に評価しなければいけないということです。それから、これも前回の検討会で皆さんからたくさんご意見をいただいたのですが、環境経営は単独で存在するわけではなく、企業経営の一部を構成するので、それを一部だけ切り出して議論する場合は、人権や他の様々な問題と複雑に絡み合っていることを念頭に置いておかなければいけない、という認識です。そういう状況の中での環境要因があることについて、ワーキング委員からもたくさんご意見をいただいています。また、環境報告の将来像をどういう方向で見ればいいのかも随分話し合いました。その結果、先ほど事務局の説明にもあったように、企業経営と一体的にとらえるべきだとか、企業責任の一環としてとらえていかなければいけないといったことも含めて、いろいろなご意見をいただいています。

我々のワーキングの責務は、環境報告ガイドラインを改定する際に、どういう枠組みで、どんな方向性で行けばいいのかを明らかにすることですが、少なくとも将来の環境マネジメントへの対応がどんな方向なのかという認識が前提になります。まずは、そこを共有しようということで、ご意見をいただいているのですが、これに関しましては、3回目の検討会に提出が予定されている報告書案をもとにご議論いただきたいと思えます。皆さんから再三言われているように、環境は別にそれだけで存在するわけではないのだ、ほかのファクターもちゃんと見なければいけないのだということは、ワーキング委員からもご意見をいただいております。そのことについての認識は忘れていないということをつけ加えさせていただきたいと思えます。

それ以外のことに関しましては、例えば方向性ですが、国際的なトレンドと離れたところで情報開示の枠組みをつくってもしょうがないので、陳腐化の速度が遅くなるように、つまり、つくってからかなり長い間使えるように、国際的なトレンドとの整合性をとりながらいかなければいけないという結論です。また、そのときの方向性は、少なくとも環境マネジメントが今までのように事業エリア中心で行われることは想定できないので、サプライチェーンの川上、川下全部含めて、企業責任の範囲が拡大していることを前提に、どうやったら環境経営を適切に評価ができるのかということをちゃんと考えておかなければいけないという意見が主流でした。そのときに重要なポイントとなるのが、資源生産性や、トレードオフの回避ですが、このことに関しましては、どういう指標をとれば適切なものについてもう少し慎重に検討しなければいけないという意見出ておりました。

その辺のところが基本的な話し合いの方向性ですが、次回、この件に関しましては、もう少し深掘りされていくと思いますので、またちゃんとした形でご報告できるのではない

かと思えます。

それから、環境ワーキングの検討や、事前アンケートの回答結果を参考にして、事務局のほうから有用な環境情報開示の方向性ということで、ある程度まとめたものがありますので、その説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、皆様から事前に環境情報開示につきましてアンケートをいただきました。それをもとに有用な環境情報開示の方向性とはということでここには書かせていただいておりますけれども、まだまだ整理が不十分でこなれていない表現が多々あるかと思えますので、いろいろとご意見を賜りまして、このあたり、ブラッシュアップしていきたいと思えます。

まず、事務局のほうで整理させていただいた内容を報告させていただきたいと思えます。

スライドの一番上のところに書かせていただきましたけれども、有用な環境情報開示とは、先ほど最初に将来の環境経営というお話をしましたけれども、持続可能な社会の構築に向けて、目指すべき環境経営、そちらの方向性に向かって企業の今ある環境経営の状況がどちらに向かっているのかという方向性と、その進展度合いを評価できる情報開示であって、企業の事業活動の成長と、それから、環境負荷の低減に資するものであるというふうにまとめさせていただきました。

ちょっと文章がわかりづらいので、もう少し具体的に申し上げますと、目指すべき環境経営を実践するために、企業がどのような戦略を立案し、それをどのような実行したのか、そして、その成果はどうだったのか、また、今後はどう取り組んでいくのかということを経営の過去、現在、将来にわたるダイナミックな状況において、情報利用者に適切に与えられるための情報開示というふうに考えております。

ここで環境情報の範囲ですけれども、こちらのスライドにありますように、経営理念、環境取り組み、環境に係るガバナンス・体制など、企業の環境取り組みに係るすべての情報を含むということになります。その情報開示でどんなことをあらわすのだろうかということで、点々ということで、破線でこちらのスライドに囲みを入れました。中身がアンケートで、委員の方々からいただいた内容です。それらを踏まえまして、我々といいたしましては、具体的に開示される内容は大きく3つあるのかと。1つは、企業戦略に関して、主として記述情報として、2つ目は、環境パフォーマンスに関しては、絶対量とか、原単位等の定量情報で、それから、環境経営の財務的な影響に関しては、財務情報が必要になる

のではないかとということで取りまとめさせていただいております。

簡単ではありますが、以上でございます。

上妻委員長 多分いろいろご意見があると思うのですが、まだ検討途上でございまして、具体的な細かいところにはまでは入れていない状況でございます。

それでは、今の説明していただいた内容を踏まえましてご議論いただきたいと思えます。環境情報開示、もちろん先ほど来出ていますように、環境というのが単独で存在するものではなくて、企業責任の一環として存在するのだ。ただ、企業経営の環境ファクターをどうやって評価するのか、どうやって評価すればそこを促進できるのかということに関して、どんな情報開示のスキームがあればいいのかということを考えているわけでございますので、その件に関しまして皆さんのほうからご意見をいただきたいと思えます。

國部委員 環境情報開示の最近の国際的な動向は、いろいろな環境情報を細かく発表させるのではなくて、むしろ重要な環境情報をセレクトして発表させるという方向に数年前から大きく変わっていると思えます。GRIのガイドラインも、たくさんの指標がある一方で、マテリアリティーの原則があって、重要性という形があります。最近注目されている統合レポートも、環境と戦略を統合すること、そして、その結果としてのKPIをアニュアルレポートに開示することということで、具体的に重要なKPIを発表させる。それはたくさんの情報をたくさん載せる環境報告書ではなくて、企業の戦略性を裏打ちさせるようなものだというふうには考えられると思えます。大きな流れは恐らくそちらの方向に進んでいく。そこに環境省のガイドラインはどういうふうなスタンスに立つのかというのは、1つの大きな立場だと思えます。今までは大体国のガイドライン、一般にそのようなのですが、どのような人にも、どのような立場からでも利用できるということで、総花的な情報開示という形になっていますけれども、その中で重要なKPIをどうするのかという問題を、やはり今考えなければいけない時期に多分来ているのではないかと。そこを1つの中心としてお考えいただければというふうにはお願いしたいと思えます。

上妻委員長 環境報告ワーキングの中では、開示スキームの新しいパターンということで、統合報告についても若干の議論がありました。

続きまして、古田委員、お願いします。

古田委員 今の國部先生の話と同じなのですが、環境という1つの要素ですから、それだけで語れるものではないと思えますので、環境経営、環境経営と余り声高らかに言わないほうがいいのではないかと考えております。その中で環境情報を考えていきま

すと、やはりリスクのところ、いろいろな事業活動のところはどちらかというところ今の概念だとリスクととらえられると思うのです。ですから、そこはベースとしてこんなものでしょうという形できちっとKPIで押さえられればいいと。それよりも本当に今求められるのは、将来の環境を改善していくためにはどうしても技術が必要ですから、技術とか、そういうことに対してどう取り組んで、どう貢献していくかというところが本当に求められていると思います。そういう意味で、オポチュニティーのところに関して、それはオポチュニティーのところをきちっと示していくというような形に持っていくべきではないかと思えます。ですから、ごちゃまぜで議論するのではなくて、リスクのところとオポチュニティーと、きちっと考え方を示した上で開示していくような方向性に持っていったらどうかと思っています。

上妻委員長 西堤委員、お願いします。

西堤委員 今、古田さんおっしゃった、全くそのとおりだと思うのですが、オポチュニティーなんかは自主的に、自分たちがこれが必要だと思うものを出していけばいい。リスクに関しては、環境立国日本として、本当にリスクなのはどれなのかというのをきっちり踏まえてやっていく必要があるかなと思います。よくサプライチェーンマネジメントが出てくるのですが、確かにそういうサプライチェーンマネジメントの考え方はもっともなのですが、何でもかんでもサプライチェーンマネジメントでと言ったら、日本の加工組み立て産業なんかは、恐らくものすごい手間と工数とかかかってできないと思います。だから、サプライチェーンマネジメントの中でも日本の企業にとって一体何がKPIなのかというのをよくこういうところで議論して、そういうところを重点的にやっていくのが、本当に役に立つガイドラインになるのではないかと思います。

上妻委員長 もっともだと思います。

後藤委員、お願いします。

後藤委員 今の西堤委員と古田委員のご意見に反対するものではないのですが、後で話をしますけれども、私は中国の環境報告書ガイドライン作成をオフィシャルに支援していますが、中国の環境保護部(MEP)の対象とする読者は、先ほど佐藤委員がおっしゃった、市民に環境情報を知らせるといのがメインで、投資家あてということはないわけではないのですが、それがメインとはどうも考えていないようなのです。そういう観点から言うと、キー・パフォーマンス・インジケータとか、マテリアリティーの情報だけを出していればいいのかというところ、投資とかそういう観点からそういうことが言えるかもしれ

ませんけれども、法律を決めて、市民の知る権利とは中国は言っていませんけれども、そういうところで一種監視をさせるという観点でガイドラインをつくると、ちょっと違う側面もありまして、アジアの時代ですから、日本の企業が、日本だけは投資家だけで、市民に対する情報は出さなくていいかということ、そうはなりませんので、ここで方向性として、それに偏ってしまうというのはちょっと問題があるような気がしております。

上妻委員長 この問題は統合レポートの話が出ると必ず出てきて、環境情報を含めて、CSR情報は投資家だけのものではないのだという議論なのですが、それについてはいろいろなお意見があると思います。

続きまして、稲永委員、お願いします。

稲永委員 今まで情報開示項目を決めるときに、企業間比較というのをかなり重視して決められてきたと思うのですが、環境会計に見られるように、企業間比較はほとんどできないと。大きな理由は2つありまして、1つは、バウンダリーとか、製品構成が違っているんで、ベースは異なるということですね。

もう1つは、ステークホルダーのニーズがいろいろあるので、そういったものに対応した企業間比較できるような項目というのはいり得ないと言っていいと思いますので、主要な項目を開示して、項目を決めて、企業間比較はステークホルダーの判断にゆだねる。ステークホルダーの力量にゆだねるというような考え方もいいのではないかと。ですから、開示項目を決めるときに、それを使って、企業が内部管理をやって、その成長性がわかるような項目というものを設定したほうがいいのではないかと思います。

あと、環境会計については、今の環境会計よりも、環境コストマネジメントとか、あとはマテリアルフローとか、A4Sはちょっと違うかもしれませんが、そういった形で見られたほうがいいのではないかと思います。

上妻委員長 続いて、富田委員、古田委員、佐藤委員、西堤委員、小野委員の順序でお願いします。

富田委員 後藤委員と同じような論点なのですが、1つ、國部先生がおっしゃった統合レポートみたいな話、これはとめられない話ですし、大きなトレンドになっています。基本的にここは投資家みたいなところを念頭に置かれているというふうになりますし、結果論的に言うと、冒頭の議論にありました環境と経営の両立というのか、統合でしたっけ、忘れましてけれども、そちらの方向に向かっていく話なので、非常にすばらしい話だというふうに私は認識していますので、これはこれできちんと考えておかなけれ

ばいけないと思います。

ただ、一方、投資家だけでいいのかという問題は間違いなくあって、NGOの人たちとか、消費者の方々、そういった別の観点を持つステークホルダーの方がいるというのモやはり事実で、それぞれ両方求めている情報が必ずしも一致しない。ここをどう克服するというところだと思うのですね。なので、一概に1つの環境報告書とか、サステナビリティレポートですべてを解決しようとする事自体がどだい無理だというふうに私はどちらかという事考えていまして、そういう意味でいくと、前回、反対意見もあつたようなのですが、ある種、ステークホルダー別のレポートというか、必ずしもレポートでなくていいのかもかもしれませんが、コミュニケーションの仕方というものを、ある種、ここで提言していくという形をしていったほうが、逆に1つのガイドラインで何だかよくわからないまま報告書をつくってみましたというよりは、やはり投資家に対する情報開示であればこういうふうにするべき。ほかのステークホルダーに対してのコミュニケーションであればこういうのがお勧めできるという形で整理できたほうが、ユーザーにとっては有意義なガイドラインとか、方向性になるのではないかと思います。

古田委員 後藤委員からご指摘をいただいたわけですが、中国とかがまだ発展途上国において、先進国においては、やはり実情が違ふと思うのですね。中国なんかの発展途上国はまさに今社会基盤が整備されている状況ですので、そういった中で環境というものがどういうふうにそれぞれの企業の中で考えられ、果たされていくかというところに力点が置かれているという意味で、私が言いましたリスクというところに対してまだまだ重要度が高いよねと、そこをきちっと重要視していきましょうという議論がされていると私は理解しています。

どちらかという事、我々は、そこはそこで重要なので、別に軽視するということを行っているわけではなくて、さらにこれから20年、30年を考えていけば、例えばCO<sub>2</sub>を80%削減しようというの、現実的に今の技術ではだめなわけで、できないわけで、そういった新しい技術とか、そういったものに対して自分たちの可能性はどうあるのだというところに関してきちっと述べていかないといけないのではないかと。それは別に投資家だけのためにやっているわけではなくて、NGOであったり、市民であったり、そういった人たちに対しても重要な発言だと、コミュニケーションだと思いますので、逆に我々が新たなポジションをきちっと考えていくのであれば、オポチュニティーというところに対してきちっと示していく方向性を今回出したらいいのではないかとというふうに私は思いま

す。

あと、比較可能性に関しては、環境の問題は比較可能性はないというふうに言われますが、やはりこれはバウンダリーの問題で、弊社の場合も売り上げ、日本は18%ぐらいですし、従業員も半分以上が外国人ですし、そういう意味で、ワールドワイドにどうやってルールをコンセンサスをつくっていくかというところがもうすべてですので、お願いとしては、日本だけガラパゴス的なルールはつくりたくないというふうに思っております。

佐藤委員 環境情報の機能としては、私は知る権利という観点からすると、法律の補完的な側面があると思います。すなわち、法律が直接規制しているわけではないけれども、その情報が非常に市民に影響があるということで、情報を知ることにより、消費活動や取引がより健全になる方向へ誘導され、また不適切な企業活動については抑制されるという補完作用があるのではないかと思います。ここに出てくる案の中で、サプライチェーンマネジメントというのは、多様な側面がございますので、法律は非常に入りにくいところである。けれども、地球環境とか、社会に対する影響が非常に大きいということで、私はサプライチェーンマネジメントというのは、私が読む報告書の中でも最も注目する点の1つです。

日本のトップ企業にとっては、これ以上何をすればよいのかというようなお気持ちがあるかもしれませんが、これから日本のトップ企業みたいなところを追いつけ追い越せといった、新興していく会社にも情報開示を促進していく必要があります。国民に情報が足りないと恐らく公正な競争や取引になっていない。その結果、非常に社会をマイナスとなる可能性があります。その意味でも、ある程度の達成した会社にとっては、これ以上サプライチェーンの開示を広げるのは厳しいというお気持ちがあるかもしれませんが、まさにサプライチェーンにいる企業に情報公開の努力を広げて、公正な取引をしてもらうためにも、このサプライチェーンの情報は十分に配慮していただきたいというふうに思います。

それから、私が読む中で非常に重要視するのはマイナス情報なのです。これも規制的側面ではなかなか達成できないのですが、マイナス情報を開示するだけでなく、なぜ起きたのか、それをどのように克服したのか、この次にはどのように対応するか、こういう情報があることによって、その企業の公正さが分かります。逆にそういうマイナス情報がないと、非常にわかりにくいというのですか、情報の価値が減ってしまうというふうに思っています。

ということで、読者にとって非常に重要、そして、それが法律の補完的な作用をして、しかも、公正な競争を促していくというところを私は重要だというふうに思っています。

西堤委員 佐藤委員のおっしゃることに全て反対とは申しません。サプライチェーンを、決して軽視しているわけではないです。これは重点的に執行していただきたいと申し上げているだけです。

後藤さんのおっしゃった中国の話、それはすごくもっともだだと思います。国によってニーズと申しますか、それは違ってくると思うのです。だから、例えば途上国向けだと、それこそ、日本ではほとんど書かれていない公害防除とか、そういったことも本当は必要なのかなと思います。そういう技術が日本にあると。そういう意味で、1つうちの会社がやっているのは、中国だったら中国の現地事業体にそういうことを、そこに向けたのを書いていただく。ただ、やはり日本の場合は、日本のガイドラインということだから、さっき言いましたようにオポチュニティーとか、そういうような特徴を持ったガイドラインでもいいのではないかと。いろいろな出し方はあると思うのですが、そういったようなことで、幅広く考えていきたいと考えております。

小野委員 先ほどからサプライチェーンが非常に重要だと言われておりまして、それも理解はできるのですが、企業のほうから言いますと、サプライチェーンのデータですね、こちらのアンケートにもありましたけれども、LCAデータ、ここは非常にまだあいまいだということがありまして、企業によって前提とか、バウンダリーは全然違いまして、これをぱっと見られて比較されても全然違う、誤解が生まれてしまいまして、企業によって、こういう言い方をするとあれですけども、うまいところはそこをうまくPRに使っているところもあるのかなというふうに感じます。特に素材産業なんかですと、素材が製品段階でどこに行っているのかというのが全然わからない状況がありますので、使用段階をどういうふうに計算していくのかというのが今非常に大きな課題で、その辺が標準化ですとか、整備されていきますと、それはまたDfEのような環境配慮設計の開発なんかの促進にもつながっていくのかなというふうに感じております。

菊池委員 ステークホルダーごとの興味関心が結構違うのでというところに絡んで、いつも同じ意見になってしまうような気がします。ワーキンググループでやるのがいいのかどうか分かりませんが、ステークホルダーごとの最大公約数的な情報というのはどうなのかとか、ステークホルダーごとで温度差が大きい、興味関心、あるいは必要性の差が大きい情報はどうなのかというような整理を一旦してみるのも、議論がやりやすくなるのでは

ないかという気がしております。

上妻委員長 皆さんから、いろいろなご意見をいただきましたが、どれも対立するものではないという印象を持ちました。我々が目指しているのは、持続可能な社会の実現に貢献できるような企業の環境的な側面をどうやって評価するのかという話です。そのためには例えばサプライチェーンマネジメントが必要でしょうし、また、投資家情報がフォーカスされているのは、持続可能な社会を目指して事業活動を営む企業を評価する視点として、投資家のそれが最も近いのではないかということでこの問題が取り上げられているわけで、必ずしも投資情報としてだけ環境情報が存在するのではないということは、ワーキングの中でも随分話がありました。そういうものを一体どのように評価していくのかは、個別のケースになりますと非常に難しいものがあります。業態や個社ごとに状況が著しく違いますので、その辺に関しましては、先ほど國部委員がおっしゃっていたように、マテリアリティーを考えながら、最も適切な情報を出すことが重要になってくるのだらうと思います。いずれにしても、この件に関しましては、環境報告ワーキングのほうで少し細かく取り扱っていかねばいけないと思いますので、きょういただいたようなご意見を踏まえまして、少し精査したものを後日お出しできるようにしたいと思います。

そこで、1回休憩を挟ませていただきたいのですが、私の時計ですと11時17分ぐらいですので、11時25分にまた再開させていただきたいと思います。

それでは、小休憩ということにさせていただきます。

〔休憩〕

上妻委員長 それでは、再開させていただきたいと思います。

まず、FTSEの岸上様から、欧米の機関投資家の視点を織りませながら、FTSEの取り組みについてご講演をお願いいたします。

岸上氏 改めまして、FTSE英国インデックス会社の責任投資の作成管理に当たっております岸上と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

ふだん、欧州を拠点として活動している身としましては、このような形で皆様と意見交換させていただける機会は非常に光栄に思っております。皆様の企業や金融に関する専門性に関しましては及ばないと思いますが、企業の方々から情報を収集、分析し、投資家に投資判断ツールとして提供させていただいている弊社ならではの視点を少しでも共有できたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

皆様も責任投資のこれまでの変遷としましては、もともとは協会や個人などの倫理的価

値観から生まれたものをご承知のことと思いますが、そうした最初の出発地点として、米国にありましたが、この10年でヨーロッパのほうへと運用資産額は移行してまいりました。このような特徴なのですけれども、責任投資原則（PRI）の署名機関の調査によりますと、アジア、北米、欧州の全体的な資産運用額でいいますと、アジアが1番、次に北米、次に欧州となっていますが、実際の責任投資の運用資産額で見ますと、欧州が71%と大きく見られますので、こうした形でも欧州の責任投資への取り組みの大きさが見受けられます。

一方で、アジアのほうなのですけれども、資産運用額全体で見ますと1位になるのですが、責任投資においては1%と、宣言と実行の間はまだ見開きがあることが見受けられます。

こうした英国、欧州における動向なのですけれども、なぜ責任投資が後押しできたのでしょうか。企業情報開示と投資家の役割に関しまして、弊社の指数に基づいて少し共有させていただければと思います。

2000年に英国の年金基金法が改定されて、その中にESG（環境社会ガバナンス）に関する年金運用における行為をするかしないかということを開示義務が行われました。この開示義務に沿って運用の中にESGを考慮することがふえるのではないかとということで、それをサポートする形でFTSE4Good指数シリーズが2001年に立ち上げられました。今年で10年になるのですけれども、この10年間の中で、当指数の基準開発並びに企業との対話、エンゲージメントを通して、さまざまな相乗効果が行われましたので、少し紹介します。

第1に、基準開発においてなのですけれども、既存の国際基準やイニシアチブを指数の組み入れ基準の中に導入することによって、そういった国際基準の評価プロセスに貢献できているという点が挙げられます。それは国際基準が投資家の判断材料の中に内在されるだけではなくて、国際基準に署名している企業が実質的に活動しているかどうかという確認するプロセスにもなります。

もう1点としましては、企業との対話、エンゲージメントの価値を可視化ということが挙げられます。もともと2002年に環境マネジメントに関する基準が強化されましたが、当時、構成銘柄の約半分がこの基準内容に達成していませんでした。こうした中、構成銘柄の過度の出入りを防ぐためにも、エンゲージメントを始めたのですけれども、結果的には構成銘柄の安定を投資家に提供するだけではなくて、こうした企業の行動を改善す

るという付加価値を提供する結果となりました。このエンゲージメントなのですから、現在では弊社の指数の特徴であるだけではなくて、投資対象を変えずに、投資対象銘柄に対する投資家として責任を果たすための重要な活動の1つとなっています。

今ご紹介しましたF T S E 4 G o o d指数シリーズの中にも、2007年に気候変動に関する基準を新たに導入させていただいたのですけれども、この当時、英国の経済学者、ニコラス・スターン氏による気候変動に関するレビューが行われ、世界的にも気候変動に取り組まないコストの高さというのが認識されました。

こうした共通認識に基づいて、F T S E 4 G o o d指数シリーズのみならず、さまざまな方法で気候変動へ対応する投資判断ツールというのを弊社のほうでもサポートさせていただいております。先ほどの皆様の議論の中にもありましたが、主に気候変動に関するリスクと機会に分けて弊社のほうでも指数を開発しております。F T S E 環境市場指数シリーズというのが機会のほうに対応する指数、F T S E C D P Carbon Strategy指数シリーズというのがリスクに対応する指数となっております。

まず、F T S E 環境市場指数シリーズに関してなのですが、2つの情報収集に力を入れております。第1には、環境ビジネスを定義するということについてです。多くの投資家の方々が環境ビジネスに投資したいと思っても、なかなかどの企業がこういった分野での環境ビジネスに取り組まれているかというのが認識できないということで、そういった課題を解決するためにも、環境ビジネスを定義づけるということを行っております。なので、弊社のF T S E 環境指数シリーズについては、F T S E Environmental Market Classification Systemという、通常の産業分類システムとはまた別の環境市場による分類システムを提供させていただいております。

第2なのですから、それでは、環境ビジネスの関与の度合いはどうかということで、2つに分けさせていただいております。環境技術では事業活動の50%以上、環境オポチュニティーでは事業活動の20%以上が環境ビジネスに関与しているということで分類しております。その理由といたしましては、環境技術のほうでは、投資銘柄が少なくとも、純粋な環境ビジネス銘柄へ投資したい投資家の方々へ、そして、投資対象を狭めずとも、環境ビジネスで優位性のある企業に投資したいの方々には環境オポチュニティーというふうに分けております。

こうした形で投資家に対して環境ビジネスの機会というのを提供できるのですけれども、気候の変動による社会全体におけるビジネスへの影響というのを懸念している投資家

にとっては、環境ビジネスという機会の部分だけでは不十分となっております。なので、こうした環境技術への投資に加えまして、通常の投資ポートフォリオの中での気候変動リスクというのを認識して、それに対応するというので、F T S E C D P Carbon Strategy指数シリーズというのが挙げられます。具体的には、将来的なカーボンリスクへの露出度を測定し、それに合わせた投資ポートフォリオの中での投資比重を変更するという仕組みになっております。具体的に説明いたしますと、欧州を中心に活動している格安航空会社のEasy Jet社とグローバル展開しているブリティッシュエアウェイズ（BA）を比較した場合、Easy Jetのほうでは、欧州のE T S 排出権取引制度への露出度も高いですし、格安航空会社ということで、お客様の皆様に負荷コストを転じるという可能性が低いということが確認できます。、そうしたことから、総合的に言いますと、将来的なカーボンリスクが現状のビジネスモデルでは高いということで、Easy Jet は当指数の中での投資ウエートが下げられるというような仕組みになっています。

以上、駆け足で弊社の指数の特徴を説明させていただいたのですが、こうした指数の作成、管理に当たって、幾つか企業の情報開示に関する課題が見られますので、こちらを共有したいと思います。

先ほどの議論と全く重なるものになるのですが、まず第1に、開示された内容のカバレッジが挙げられます。こちらは先ほどの気候変動に関するバウンダリーの問題ももちろんあるのですが、それに加えまして、日本企業の場合、現状として環境や社会に関する開示がC S R 報告書で行われることが多いのですが、その主な対象が日本国内のステークホルダーということになっていましたので、海外の子会社などの情報が不足しているため、外国の投資家からは不十分とされることがありました。こちらに関する観察なのですが、実際の活動内容と開示カバレッジが違いまして、実際は海外においても取り組まれているにもかかわらず、開示されていない場合があります。こうしますと、日本企業にとって不利な状況になっているのではないかと考えられます。

当委員会では環境について特化していると思うのですが、簡単に社会面での明文化についても説明させていただきます。開示内容について地域的な格差があると思うのですが、日本企業は気候変動などの共通した課題を除いて、環境分野での開示というのはすぐれているほうだと思われれます。一方で、人権や労働条件などの社会面に関しましては、まだまだ情報が不十分ではないかと思われれます。こうした課題が数年前にあらわになりましたが、それからI L O 主要項目などの人権労働条件に関する開示はかなり改善さ

れてきていると見受けられます。ただし、世界的な同時不況によりまして、企業全体のガバナンスに関する各投資家の関心も高まっておりまして、今後企業のガバナンス、E S Gのガバナンスに関しても情報開示が求められるのではないかと考えられます。

また、欧州の機関投資家の方々がよく話されることなのですが、どちらかというと、環境や社会に関する情報はネガティブな情報が多いため、開示を防ぐというような方向があったと思うのですが、その中でポジティブな情報の開示にも限りがあったと考えられます。例えば環境ビジネスにおいてなののですが、日本企業の場合は、先ほどの環境技術、環境に特化した企業というよりも、大企業の中でさまざまな環境技術に取り組みられている場合が多いと思うのですが、そうした取り組み度合いというのが開示されることによって、F T S Eの環境オポチュニティーインデックスのような投資機会への露出もふえるのではないかと考えられます。

次はちょっと余談になってしまうのですが、海外におりますと、日本の企業及び投資家の方々が日本に対して下向き傾向にあると見受けられますが、ここで弊社指数を通した少しポジティブな情報を提供したいと思います。F T S E 4 G o o dの対象銘柄となっている日本銘柄を環境マネジメントの基準に達成している企業と、していない企業に二分した場合、達成している企業のほうがベンチマークとなるF T S E ジャパン・インデックスよりも財務的なパフォーマンスの面においてもポジティブな結果が出ているというような調査結果を弊社のほうで得られています。こうしたことよりも、日本の環境優良企業がそういった環境への配慮を行うだけでなく、投資家に負のパフォーマンスを提供せずに活動できているという1つの証拠になるのではないかと考えられます。

また、経済成長の面に関してなののですが、現状としましては、日本の経済が世界の中で2位から3位へ転じたと思うのですが、先ほど紹介しましたF T S E 環境市場シリーズにおきまして、企業数、時価総額ともに日本企業が現状としては第2位となっています。こうしたデータが裏づけとなって、さらに今後も日本の環境ビジネス、環境への取り組みが促進されることが期待されます。

最後に、企業の情報開示における投資家の役割に関して述べて終わりにしたいと思います。

企業の的確な情報開示が行われなければ、投資家はそれを投資判断ツールとして利用することができません。しかし、そうした情報がないということであきらめるのではなく、逆に投資家の役割としてそうした開示を促すということが欧州においては認識されていま

す。そして、企業との対話、エンゲージメントがその1つの方法となっています。

皆様もご存じの取り組みとしては、CDP（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）によって署名している各機関投資家が企業の気候変動関連情報の開示を促していると思いますが、そのほかにも大小さまざまな取り組みが挙げられます。例えば欧州におきましては、国際的な機関投資家による気候変動のグループがIIGCCというものが挙げられますが、こちらにおいては自動車産業による開示フレームワーク、または保険会社による開示フレームワークというのを提案しています。また、PRI（責任投資原則）の中で、国際基準にのっとった情報開示というのをエンゲージメントによって行っております。こうした形で日本の企業の情報開示においても、日本の投資家がエンゲージメントを行う中で、さらに的確な情報が提供できるようになることに期待されます。

以上です。ありがとうございました。

上妻委員長 岸上様、ありがとうございました。

FTSEの担当者の方にお話を伺う機会はないので、私はすごく楽しみにしておりました。できればもっとうかがいたいのですが、そういうわけにもいきませんので、質疑応答にまいます。

まず、私からですが、FTSE 4 Goodは組み入れ企業を公開していませんよね。これはどうしてですか。

岸上氏 以前まで公開させていただいていたのですが、そうしますと、無料で投資家のほうがその情報を利用するというような現状がありましたので、現在は一般には公開していません。ただし、調査目的ですとか、構成銘柄に関しては、無料で提供するというのをしておりますので、直接ご連絡いただければ開示できます。

上妻委員長 私は、年2回報告される入れかえのときの外された企業の理由というのをいつも見ているのですけれども、例えば人権とか書かれているときに、人権のどの部分なのだろうと思って、とても疑心暗鬼になってしまうことがあるのですが、お願いすると、研究目的とかだと教えてくださることもあるということですか。

岸上氏 具体的に外された理由に関しましては、基準にのっとって外されたというところで、企業との対話を大事にしているのです、それ以上の個別情報というのは提供できないのですけれども、ただし、基準内容はすべてウェブサイト上に開示されているので、それと企業側との対応ということで比較していただければと思います。

富田委員 先ほどのお話の中でFTSE 4 Goodのものがジャパンインデックスの中

でもESGがすぐれていると、ある程度経済パフォーマンスがすぐれているみたいな何となく相関がありそうみたいな話がされていて、先ほどどなたかも同じような話をされていたと思うのですが、実際、そういったESG、一生懸命取り組むと本当によくなるのか、逆のうがった見方をすると、たまたま余力がある企業がまじめにやっているのではないかという見方もあると思うのですが、その辺はFTSEとして見解があるのか、岸上さんとしての個人的な見解でも構わないのですが、その辺の相関みたいなものはどういうふうに考えられておりますでしょうか。

岸上氏 先ほど紹介させていただいた傾向というのは、ことしで10周年を迎えるFTSE 4 Goodのための調査を今さらに行っている段階なので、詳しくはそのときに説明させていただければと思うのですが、弊社のFTSE 4 Goodに関しましては、基準内容がリスクマネジメントに特化しているのです、全体的にESGをよくリスクマネジメントを行っている企業は、そういった別の業績の部分においてもリスクマネジメントができていくというところで、パフォーマンスとの連動があるのではないかと考えております。

西堤委員 FTSEさんにはいろいろお世話になっておりますし、大変工数もかけさせていただきましたので、質問を2つ。

1つはRIと書かれている、これは日本の金融機関の先ほどの話ではSがついているのですが、これは深い意味があるのかなというのが1つ。

もう1つは、3ページ目のところの一番下に、総収益に対して環境技術による収益が50%云々という、あるいは環境技術ビジネスの純利益があるのですが、これの算定方法というのは、これは環境会計でも算出がなかなか難しいのではないかとと思うのですが、そういう算出基準がありましたか。

岸上氏 RIに関してなのですが、意図的であります。ソーシャルをつけますと、どうしても倫理的価値観というところに重点が置かれてしまうので、より広い意味ということで、SRIを含んだRI、「責任投資」というふうになっています。ただし、最近ではSRIという言葉の定義自体を変えるということで、ソーシャル・レスポンシブル・インベストメントではなくて、サステナブル・レスポンシブル・インベストメントというふうに定義づけているところがあります。なので、世界的なSIF、日本にもSIFがあると思うのですが、SIFにおいては、それもソーシャル・インベストメント・フォーラムからサステナブル・インベストメント・フォーラムに転じています。

環境技術、環境オポチュニティーの測定に関してなのですが、当指数に関しまし

では、インパックス・アセット・マネジメントという、環境技術に特化したファンド・マネージャーの会社と共同で開発しておりますので、測定はすべてインパックス・アセット・マネジメントのほうでやらせていただいております。ただし、ご承知のとおり、なかなか難しく、特に情報がオポチュニティーのほうですと、開示されていないと20%をクリアしているかしていないかというところが見えにくいところがありますので、そうした中でも皆様のほうで、より明確に環境技術の部分に関しまして開示をしていただければ、こうした指数への組み入れ機会というのもふえるのではないかと思います。

上妻委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

岸上さん、本当にありがとうございました。

では、続きまして、3番目の議題に入らせていただきます。

議題3の環境に係る財務情報開示についてでございます。

最初に、環境省に確認をしたいことがあります。本検討委員会は環境に係る財務情報という言い方をしていますが、環境会計ガイドライン2005年度版の環境会計は、この範囲に含まれないと理解していいでしょうか。

猿田課長補佐 既存の環境会計の枠組みにつきましても有用であるというご意見もございますので、とりあえずその議論はしないでおきまして、先ほどからご議論いただいております有用な環境情報の開示という観点から、環境に係る財務情報に関して新たな開示のやり方というものについてご議論をいただければというふうに考えております。

上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、環境会計ワーキンググループの座長をされている八木委員から、ワーキンググループにおける検討状況について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

八木委員 それでは、ご報告させていただきます。

今、環境省のほうからお話ございましたが、環境会計のガイドラインについては、将来的な検討事項には入っておりますが、まず広く環境に関する財務情報の情報ニーズであるとか、利用方法等を検討した上で、その後、ガイドライン等に立ち返って、すり合わせを行っていくという方向で今検討のほうを進めております。

ワーキングの第1回目の内容ですが、まず最初に、財務を中心に環境財務情報の開示状況のリサーチをやりました。こちらのほうはきょうの参考資料等についておりますので、詳しくは申し上げますが、各国の制度でありますとか、証券取引所等の環境情報に関する動向、先ほどお話もありましたけれども、A4Sでありますとか、CDSBであります

とか、そういったもののまず状況を確認しております。

それから、サプライチェーンの話は先ほどから何回も出てきておりますが、その中でも特にサプライチェーンに言及する団体、機関等についての確認もしております。

2番目の項目といたしまして、環境に関する財務情報の必要性、有用性、先ほど申し上げましたが、こちらについての委員の意見の取りまとめを行いました。まず、それに先立ちまして、本日も金融機関の方にご講演いただきましたけれども、ワーキングのほうでも日興フィナンシャル・インテリジェンスの宮井様のほうから、証券アナリスト協会のほうで企業価値分析におけるESG要因についての統計的な解析を行った報告書が出ておまして、そちらを中心にまずいろいろなご示唆をいただきました。

その際に環境経営とリスク管理、オポチュニティー、それから、企業の成長戦略との関係性というのが実際のアナリスト、ファンド・マネージャー等においても非常に重要になってきているというご示唆をいただきました。それから、先ほどもご意見が出ていましたけれども、海外ではESGを中心に総合的に見るという傾向が強いので、そういった意味での環境と他の要因との関連性についても注意したほうがいいでしょうというご示唆をいただきました。

ワーキングのほうのこの委員会と同じように事前アンケートを踏まえて意見交換を行いましたけれども、基本的な方向性といたしましては、環境政策とか環境指針の浸透によって、環境問題の戦略的、企業の戦略的対応が非常に重要になって、その中での企業財務の影響も大きくなってきているという意味で、企業評価にとって環境財務情報というのが不可欠になってきているということでございます。特に今回のワーキングでは、機関投資家でありまして、金融機関等を想定しておりますので、そういう意味では、現在と将来において、企業の持っている環境面のリスクとオポチュニティーをできるだけキャッシュフローにつながる形で把握できる財務情報が必要であるというところは、委員の中での合意が得られたところでございます。

それから、先ほどの宮井さんのご指摘もあったように、やはり国際的な動向の中での大きな方向性は考えていかなければいけないだろうということですね。と同時に、ESGの中での環境の位置づけについても考慮する必要があるということで、意見が大体まとまりました。

それから、具体的にどのような種類の情報が有用かということになります。これは具体的にはさらに次回のワーキング等で詳細な内容については検討する予定になっております

ので、ここでは比較的ざっくりとした内容でお話してさせていただきます。

まず、検討委員会の委員の皆様からいただいたご意見のほうは、キーワードといたしましては、リスク、オポチュニティー、環境債務、潜在的環境負債、それから、コアとなる環境負荷の削減コストとか、効果情報、環境影響の経済的効果の測定、財務会計との関連性の重視というようなご意見をいただきました。こういったご意見も踏まえて、ワーキングの検討事項、検討させていただいた内容といたしましては、若干繰り返しになりますし、それから、先ほどいろいろご意見をいただいた中とも重複するのですが、リスクとオポチュニティー、将来のチャンスについての情報、それがなおかつキャッシュフローにつながるものであるということです。それから、企業活動の全体をとらえると同時に、今までと若干違うのは、中長期の視点からの企業評価が重要になってくるであろうということです。それから、方向性としては、バウンダリーについても上下流両方にわたって拡大する方向で検討する必要があるでしょうということです。将来についての時間的な拡大ということも考えていく必要があるということです。さらにストック情報とか、財務諸表では扱われていないような財務情報、非財務情報、中長期の情報なども検討していくということが確認されております。

最後に、ガイドラインの改定の方向性について、これは次回以降の検討になるのですが、まず、委員の皆様からアンケートのご意見をいただいておりますが、比較可能性でありますとか、継続性、バウンダリーの統一と選択の問題、どう活用するかという問題ですね。それから、ビジネスチャンスとも関係しますけれども、本業との関連性について、このようなご意見をいただいておりますが、ワーキングの意見といたしましては、やはり利用者の方に有効に使っていただく情報を提供していくということを重視して、その判断基準に従ってワーキングもこれから優先順位を決めて検討を行っていきたいということでございます。

それから、先ほどワーキングの中でご講演いただいた宮井様のほうからも、企業のほうは多様な事業ポートフォリオを持っているので、それを配慮した形で情報を整理することが重要ではないかというご示唆をいただいております。きょうのオポチュニティーのほうとも深く関連するのですが、環境保全活動とエコビジネスという領域が境目がかなりなくなってきておりますので、従来の環境会計では若干この辺は区分している部分もあったのですが、そういったものを含めた包括的な形での有用を考えたほうがいいだろうというところでご意見がまとまっております。

それから、内部利用についてのアンケートもいただいているのですが、こちらは先ほど申し上げたように、次回以降検討することになっておりますので、また次回の検討会のほうでご報告させていただきます。

上妻委員長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえて、ご意見をいただければと思います。

國部委員 私も環境会計の委員会、97年からですか、ずっと参加して、ガイドラインの立ち上げからかかわってきた者として、きょうの議題は環境財務情報ということで、かなり広い形で議論されているのですが、まず最初に、将来的な課題と言われました環境会計について、私の意見を申し上げたいと思います。

環境会計に関しては、ご承知のように、当時の環境庁が環境会計ガイドラインを出して、ここにおられる企業さんたちも環境会計情報を出されているのですが、その内容というのは環境保全コストなのですね。出したけれども、どのようにして活用していいのかという声を多くの企業から聞いております。これの一番最も大きな問題は、何のために環境会計情報を出すのかという、環境会計情報を出したら有用で使えるだろうということで、すべてが進んでいるのですが、目的のところをはっきり詰められていないこと。本当は企業の内部管理に使うということが1つ大きな目的であったですけれども、企業の中でも環境予算のような形で、そういうものをしておれば、環境保全コストとリンクさせて使うことができるのですが、そのニーズもそれほど高くないという現状が多分あると思うのですね。

そこで、もし環境会計のことまで踏み込んで考えるのであれば、この情報というのは、企業が使ったり、投資家が使ったりする情報ではなくて、むしろ政府が使う情報。そもそも環境庁が環境会計ガイドラインができたときに、当時の環境庁の担当の室長は、大蔵省まで行って、環境会計で出てきた環境コストというのは、これは自主的な環境に対する支払いなのだから、それに対して税額免除等の財政的支援はできないかというふうに伝えたのですね。そのときの大蔵省の回答は、まだ環境会計ガイドラインはかたまっていなくて、正確な測定ができないから、中長期的課題として返答する。これはちゃんと記録に残っているのですけれども、返答があってから、大蔵省が財務省という名前にかわり、環境庁も環境省に名前がかわり、12年ぐらい時間が経過している。しかし、現在、環境税、あるいは排出権取引等で、排出権取引はちょっと違いますが、環境税の導入、企業からはそういう形で、税金という形でお金をとるといふ形だとすると、逆に自主的に企業が活動し

ているものに対して、もう1度戻すということとの2つの柱で進めていくと、これは環境会計が環境の自主的な活動のコストを計算して、さらに環境の自主的な活動を促進するというので、非常に大きな社会的スキームになると思うので、私はこれはいつも委員会ではずっと主張しているのですけれども、ぜひどこかで検討していただければというふうに思っています。それが1つ。

もう1つは、これはリスク情報の開示ということは、それが非常に大きな形で上がってくると思うのですけれども、そのときに、環境に関するリスク情報の開示というものと、もう1つは、財務会計活動、さっきの環境会計もそうなのですが、環境に対して頑張っ改善活動をしたことの証としての財務情報開示というのがあると思うのですね。日本だと環境会計情報なんか、これだけコストをかけているのだからということで、ポジティブな要因にとられることもあったと思うのですが、今度はリスク情報開示としての財務情報と、企業の改善活動を促進した、それを評価するためのコスト情報は、これはごっちゃにしてしまうと非常にややこしくなるので、これは全然違う情報ですから、明確に分けてやっていただけたらと。多分八木先生が座長でいらっしゃるので、そこら辺十分配慮してやられていると思うのですけれども、そうしていただけたらというのがあります。

それから、最後の3点目は、リスク情報とかになると、現在、I F R S、国際財務報告基準との関係は避けて通れない問題に多分入ってくる。S E Cのガイドラインなんかもそうなのですけれども、そのときにやっぱりこの委員会だけでは仕方がないかもしれませんが、I F R Sに対して意見を言っていくとか、そういうところまで視野におさめた国際的な考え方というのもちょうと考えていただけるとありがたいと。

3点、申し上げました。

八木委員 ご意見、ありがとうございます。目的のほうは、國部先生のおっしゃっていることについてもよく理解はさせていただいているのですが、今回は投資家とか、金融機関の利用目的というところに絞った議論をするというテーマ設定になっておりますので、そちらはまた時間があれば発展形といいますか、いろいろな形での展開という形で考えていきたいと思えます。

それから、I F R Sについても、今いろいろ調べていただいたりしているのですが、なかなかどこを前提として我々は議論するとかいう部分がございます、まずは今日本の現状を前提に進めるということなのですが、当然おっしゃるように、国際的な動向を加味しながら、その可能性については絶えず考慮事項に入れて検討させていただきたいというふ

うに思っています。

國部委員 私が一番危惧するのは、情報ニーズがスタートすることなのですね。情報ニーズ、多分ない可能性がかなり高い。あったらいいけれどもという程度の情報ニーズは幾らも見つかるのですが、これがないとどうしても困るという情報ニーズがなかったときに、しかし、それでもこういう情報が必要だというのであれば、それを必要とする目的がないと、やっぱり社会的なコストがかかってしまうのですよね。だから、情報ニーズがなくても必要なかどうなのかというところが、多分情報にとっては、あるいは情報ニーズが顕在化していない、潜在化しているだけで、多分顕在化する可能性があるとか、そういうところまで踏み込んでいただきたいと思います。金融機関の今の情報ニーズからいくと、非常に微妙な形になってしまうのはちょっと危惧されるので。

上妻委員長 ありがとうございます。ご意見を十分にワーキングのほうで反映させていただきたいと思います。

富田委員 非常に幅の広い話なので、的確に言うのは難しいのですが、特に環境会計みたいな話で言うと、過去のあれはともかく、一定のある程度こういったことが議論されたという意味合いは多分あったのかなというふうには認識していますが、今、現時点で振り返ってみますと、こういったものを一生懸命データを集めて開示しても、何のためにやっているのかよくわからないというのがはっきり言って率直なところではないかと思います。ですので、どちらかというところ、企業の中にとってみれば、もうちょっと管理会計的な、包括的なコンソリのデータを求めるというよりは、例えばプロジェクトごとの管理会計的なものというのは、もしかしたら環境会計的にはある意味で有意義な用途になるのかなというふうに思いますが、財務会計的な全般的な話になってしまうと、ここ、本当に何のためにという話になると。多分、私の直観的な感じからすると、これは環境部署の人が一生懸命集めて何かやるという形になってきたこと自体が非常に大きな問題ではないかなと。要するに環境活動をアピールするためにこれだけお金を使って、何とかして、効果が上がっているのだという視点に立つと、どうしても今みたいな形になり、余り意味がない。逆に見方を変えて、経理の人が本当に使いたい情報が何なのかという発想に、ちょっと逆の視点から見てみる必要があるのではないかと。先ほど投資、金融の話が出てきて、今まで経済側面オンリーで評価されていたけれども、ESGが非常に大事で、やっぱりそういうところを無視していくと適切な評価ができないよという時代だとすれば、多分経理とか財務の観点から見て、事細かな環境活動はどうでもいいのですが、大きなインパクトの

あること、財務的な意味があることだけを、こういう話題が今環境の中で非常に重要になっている。例えば環境債務というのは1つのあれだと思いますが、そういったところを認識させるためのガイドラインみたいなのであれば、ある種、有効性というのがあるのではないかという気がいたします。

西堤委員 先ほど國部先生から、創立当初の12年前の話を伺って、それは余り知らなかったのですが、確かにそういうふうなインセンティブというのですか、企業にとってどんなインセンティブがあるかという、今までとは違ったインセンティブも考えられるのではないかと考えていただくと、企業にもいろいろな使い勝手というか、役に立つのではないかと思います。そういう意味では、金融機関の方がどういうふうにこれを使っていたのか、インセンティブ志向で、そういったようなこともやはり議論していただければと思います。よろしくお願いします。

古田委員 私もかなり古くからこれに携わっている一人だと思うので、過去の歴史をいろいろ考えてみると、やっぱり世の中が変化しているのだと思うのですね。前はやっぱり環境というところを1つ取り出して、フォーカスさせて、これからは環境という側面が重要なのだよということをきちっと伝えることが重要だったと。社内的にも重要だったと思うのですけれども、今はもう環境という要素を抜きに経営は多分できないと。そういう時代に変化したわけで、そういう意味で環境会計というところの役割も1つ次のステップというふうに考えなければいけないだろうと思います。ですから、改めてこれを切り出す意義がどこにあるのかどうかというところをやはり考えなければいけないのではないかと思います。

そのときにやっぱり考えなければいけないのは、ここで言っている環境の定義だと思います。特にこれから先、オポチュニティーということを考えていったときに、非常に狭い中での環境ビジネスというふうにとらえたら、これは世の中にとってはいいことだとは私は思っておりません。それよりも、それぞれのいろいろな企業が、直接的だけではなく、間接的にもなし得る環境と貢献というところまできちっと見ていくというのが、本来求められるべきだと思っておりますので、こういうふうな議論になっていくと、企業における環境というのは何なのだという定義の議論になってしまうと思いますので、余り切り出しの議論はしないで、次のステップを考えたい方がいいのではないかと思いますというのが私の意見です。

國部委員 議論の中で少しでも触れていただけたらいいのは、今、マテリアルフローコ

スト会計、日本国政府の支援で国際標準化というのは進んでいるのですが、これは環境管理会計、内部管理の指標なのですが、外部に情報開示されて、キヤノンさんなんかの事例もございますので、そういうもう少し大枠のところとの関係性もぜひ議論の中に入れていただければと思います。

上妻委員長 マテリアルフローコストについては、一部入っていましたよね。テーマとして載っていたように思います。

環境会計に関しては扱わないと最初確認したのですが、やっぱり避けて通れないのですね、しかし、それとの関係について議論すると、すごく時間がかかってしまいますので、今回はこれでご勘弁いただきたいと思います。

続きまして、最後の議題ですが、4番目の議題に行きたいと思います。環境情報の開示促進ワーキング座長の後藤委員から、ワーキンググループでの検討状況と環境情報の開示施策に係る中国、韓国の動向についてご説明をお願いしたいと思います。

後藤委員 開示促進ワーキンググループはまだ1回しか集まっておりませんので、結論が出ているわけではありませんが、1回目で話し合った方向性だけ簡単に報告しますと、まず、促進するというのは、今の大企業の促進というより、中堅以下をどう促進するかということで、ターゲットは売上高1000億未満、従業員500人以上のあたりを想定する対象として検討しよう。どうもこれが1700社くらいあるらしいので、結構大きい部分かなと思っております。

環境経営の普及や環境情報の開示を促進、そういったターゲットに促進するには、環境と経営が一体であることを認識、つまり、環境への取り組みが経営にもプラスになるとか、それから、通常の業務の中でも環境が組み込まれているとかというような状況をつくらなければいけない。そうすると、経営者と社員にどのような意識改革とか、もしくは気づきをしてもらうのか。これは両方あるわけですね。経営者が認識してトップダウンする、従業員も意識が変わって、通常で取り組むということが必要だと。それを具体的にどういう形で促進する方法があるのだろうかということで、北風と太陽があるのではないかということで、1つは、制度的に決めるということもあるかもしれませんが、もう1つは、グリーン調達とか、CSR調達の中で、先ほどサプライチェーン、難しいというような話がありましたけれども、カスケード的に、ここがやって、一時納入のところであり、一時納入がその先にやるという、カスケードでどういうグリーン調達、CSR調達の言ってみればガイドラインのひな型みたいなもの、大手の企業はつくっておられますけれど

も、全部がつくっておられるわけではないので、そういった仕組み、ツール、人材育成、そういったことがどういう施策、方策があるかということを考えるべきではないのかなという話までいっております。

当然そういった中堅企業に今の大手企業も使っているような環境ガイドラインというのは、余りにもツーマッチなので、もう少し簡略化したものがあった方がいいのではないかと。ただ、その場合に、通常の一々データを集めるのではなくて、例えば温対法で報告しているものとか、都道府県に報告しているものとか、そういったものがもっと活用できるようなことを考えたほうがいいのではないかとこの程度の議論が、まだ1回目でしたので、行われております。

それから、中国、韓国の状況ですが、中国は2008年の10月から5カ年計画で、日本の環境省と中国の環境保護部が協定を結んで、例えば公害防止管理者とか、グリーン購入とか、幾つかの支援をしておられます。その中の1つが環境報告書ガイドライン策定業務の支援でして、環境省の推薦、私がJICAの短期専門家として何度か中国に行き、中国からも研修生を受け入れて、昨年9月、10月にドラフトがパブコメにかけられました。10月いっぱいパブコメを締め切って、11月の終わりに聞いたところでは、現在、パブコメを調べながら、3月の全人代の後ぐらいに出すと、上場企業を中心に13業種、鉄鋼、電力、化学等々に義務化をする。それ以外はリコメンデーション。

先ほど話に出ました読者対象なのですが、もちろん投資家も対象にしていけないわけではないのですが、環境保護部としては、非上場企業に情報公開を進めていきたいということで、実は研修生も内陸部の寧夏回族自治区の環境担当者等も参加して、非上場企業にどう進めるかというようなことをやっておられます。

後で韓国でお話するデータベースの問題ですが、環境保護区のデータベースに情報を載せる形で情報公開をしたというような形にするだろうと言われております。行ったときにそんなふうには聞いております。

中国には社会科学院というところがありまして、ここがCSRガイドラインをつくっております。それでもって国営企業を中心にCSRレポートをかなり強烈に推進しております。既に600社ほどが発行している。もう1つ、社会科学院は、実はグローバルコンパクトに深くかかわっていることと、そのガイドラインをISO26000に合わせて改定するという事も明言しておりますので、26000の影響を社会科学院のほうのガイドラインはかなり受けると思われます。

ちなみに環境保護部の環境報告書ガイドラインは、かなり勉強しておりまして、世界じゅうのガイドラインをいろいろ勉強して、どうも日本のがいいというふうに彼らは思ったらしくて、2007年版ですね、若干日本のものに近いかなと思っております。

韓国は2009年の12月に、エンパイロンメンタリー・フレンドリー・カンパニーズというものを指定する情報開示の法的根拠がつくられました。それでもって、今、画面にあるようなことが、左側がウェブでの情報開示のサポートシステムです。その根拠として次のページで、法的根拠があるのですが、ボランティアとマダトリーで、緑がマダトリーで、これは全部出さなければいけませんよと。それ以外の情報はボランティアですよということになっているのですが、この辺の情報は一々比較してもしょうがないのですが、きょう発表されました加藤さん、三菱UFJとか、竹ヶ原さんのほうで評価するときに使っている情報とほとんど似通っておりますので、そんな特殊なものではないかと思っております。

実はここから若干私見になりますが、去年の暮れに韓国で、アジアのCSR30社とか、環境の30社を選びまして、ソニーの富田さんなんかも一緒したシンポジウムがあったのですが、そこで盛んに、やはり韓国も26000のことを発言しておりましたので、この方向性としても、例えば26000の中で7つの原則とか、ステークホルダーエンゲージメント、それから、全般的に通じているバリューチェーンの問題、当然7つの課題の中の環境部分との整合性、そういったものが中国、韓国がかなり関心を持っていますので、日本もそういった国際規格との環境部分での整合性は考えていく必要があるのではないかと思います。

上妻委員長 ありがとうございます。環境情報開示の促進策につきましては、委員の方々に事前にアンケートをちょうだいしておりますので、その内容についても事務局のほうから簡単にまとめてご報告いただきたいと思っております。

事務局 アンケートの結果にいたしましては、こちらの画面にあります5ページと、それから、次のページにあります6ページでアンケートのところで回答をいただきましたキーワードを整理しております。本日は次の7ページでございますけれども、ワーキングの議論及び事務局等で検討いたしまして、特にアンケートの中でも2つのテーマでご議論をいただきたいというふうにしておりますので、それに関連した意見をご紹介させていただきたいと思っております。

1つは、努力している企業が適正に評価され、メリットを得られるような施策というこ

とで、これはグローバルに展開をしていただいている大企業様も含んでということです。こちらにつきましては、アンケートのご意見と、それから、ワーキングのご意見の中で、4つ主要なものを掲げさせていただきました。グローバルに通用する環境経営評価機関の育成や指標に関するルールづくり、それから、ITの利用、もう1つは、コア情報に限定した指標一覧、それから、すぐれた環境取り組みの公共調達に関する基準、こちらに追加しようというようなご意見をいただいております。

もう1つのテーマといたしましては、サプライチェーンを通じた環境取り組み促進を拡大させるような施策ということで、主要なものをここで3つピックアップさせていただきました。1つはサプライチェーンを通じて、環境経営、情報開示の協力体制を構築、2つ目は、環境経営に関するアドバイザーの育成支援、もう1つは、環境情報開示企業へのインセンティブ付与策というのが代表的な特徴のある意見でございます。

以上です。

上妻委員長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員が報告された促進策ワーキングの状況説明と、今の事務局の説明を踏まえて、促進策に関するご意見をいただきたいと思います。その際に、恐らくグローバル展開している大企業と、そのサプライチェーンの中に入っている中小企業とでは多分抱えている問題が全然違うと思いますので、その両方を区別できるような形で促進策についてご意見をいただきたいと思います。特に基盤整備と人材育成にフォーカスしていただくとありがたく思います。

私から1点後藤委員にお聞きしたいのですが、中国と韓国と日本とで例えば情報開示に関する何らかのフォーラムをつくるといったような話は全然ないのですか。

後藤委員 特にないのですが、日本からなかなかイニシアチブが出ないというのが実情でして、韓国がむしろかなり積極的です。ですから、東アジアCSRフォーラムということで、昨年、CSRとか環境で30社、日中韓で選んだのですが、中国、韓国の制度がかなり進み出していますので、今のところ日本がリードしていることは事実なのですが、追い抜かれるような懸念がちょっとあるなと思っております。そうすると、それをどういうふうにつくっていくのか、報告書でいくのか、実はグローバルコンパクトのローカルネットが日中韓で、これもやはり一番最初は韓国からの提案で、おととしやり、去年は中国でやり、ことし、日本でやるのですが、そこで、グローバルコンパクトですので、環境だけではないのですが、そういった情報開示の議論をするかどうか、ことしの11月ですので、ま

だアジェンダも決まっていないのですが、韓国がそういうフォーラムとか、そういうものではかなりリードしている感じがあるというふうに私は感じております。

上妻委員長 環境情報開示は環境ビジネスと同じように、日本の優位性というのが大分危うい状況になっているような気が今のお話を聞いて少し危惧を感じたのですが。

富田委員 論点は2つで、1つ、大企業がふえた、上のほうと下のほうとあると思うのですが、余り否定的な言い方はしたくないのですが、はっきり言うと、新しいグローバルに通用する環境経営評価機構の育成や指標に関するルールづくりとか、新しいITの何とかとか、こういったものは基本的に日本の国内だけで進められると非常に面倒なことになるというふうに言ったほうがいいと思います。今いろいろなグローバルな仕組みができていますし、ITの仕組みでもCDPが動いたりとか、いろいろな枠組みが既にグローバルに動いていますので、ここでまた日本独自の仕組みをつくるというのは非常に無駄が多いし、結果的には活用されないものになるというふうに思います。ということで言うと、論点からすると、こういう意識を持つことはいいと思うのですが、どちらかというと、より積極的に、グローバルな枠組みづくり、基準づくり、フレームワークづくりに積極的に参加していくような後押しをするということが一番大事なことではないかと思います。

下のほうのサプライチェーン、どちらかというと、中小企業ということに関して言いますと、これは非常に難しいところがあると思うのですが、サプライチェーンを通じた何かかんとかという部分は、確かにこれは1つのツールとしてはあり得ると思うのですが、どうしても取引関係にあって、サプライチェーンとなりますと、総花的な情報が欲しいというよりは、やはりスペシフィックな非常に重要な特定の情報が欲しいということになりますので、これは一般の環境情報開示という観点から必ずしもマッチしてこない可能性があるのではないかというふうに思います。

ですから、どちらかというと、中小企業を含めた広い意味での普及を目指すのであれば、2つ目に書いてあるアドバイザーですか、これは多分エコアクションの活動とか既にありますので、そういったものを例えば活用していき、それを何らかの形でうまくインセンティブとつなげていくような形をとっていかないと、余りそういったものをサプライチェーン的に押しつけようとする、かなり無理が出てくるのではないかと思います。

國部委員 1つは質問と、1つは意見なのですが、質問のほうは、この促進策について、たしか2005年に環境配慮促進法というのをつくって、上場企業は環境情報開示の努力

義務がある。政令で指定された独立法人等は作成しなければいけない義務をつくりましたね。それで私たちの大学も環境報告書をつくらなければいけなくなりましたが、そういう促進法を既につくられていて、そのままにして促進策というのを別個に議論して実施されていくのか、これは1個の質問、方針としての質問を1つ。

それから、もう1つは、サプライチェーンを通じた情報開示に関しては、今はカーボンフットプリント、カーボン製品のベースも組織のベースもありますし、GHGプロトコルのスコープ3で、サプライチェーンを通じたGHGの測定というのが出てきてはいるのですけれども、この議論をしていくときに、測定を通じて正確な情報を開示する方向ばかり追求すると極めて困難なところにすぐにぶち当たってしまう。しかし、それは非常に重要なのです。でも、私たちもいろいろなプロジェクトで考えていることは、サプライチェーンを通じた環境負荷の削減や、低炭素化の改善事例というのは、全部のサプライチェーンを通じなくても、1個か2個のサプライチェーンでかなり大きな成果が出るということは幾つかのプロジェクトで明らかになっていると思いますので、そういう改善事例のような定性的な情報開示というのもぜひ視野に入れていただけたら。

といいますのも、今、環境報告書では、どの会社もと言ってもいいぐらい、最初は特集記事があって、特集記事は、何のガイドラインもなく、適当に書かれているのが多いのですけれども、そういうところの中でも特に重要な活動としてサプライチェーンの活動を何か位置づけるとすると、今の現状では効果があるのではないかと思いますので、定性的なレベルでも考えていただけたらと思います。

最後のほうはコメント、最初は質問です。

上妻委員長 最初のご質問ですが、環境配慮促進法があるにもかかわらず、あえて促進策を考えなければいけない理由は何ですか。努力義務は義務なのかという問題もあると思いますが。

猿田課長補佐 促進策につきましては、当然環境配慮促進法を前提に、環境情報の有用性ということで実行につなげるための促進策ということで、それが法律としては法律で前提というふうに考えております。そういう意味では、特定事業者の方に任されておりますので、来年度になると思うのですけれども、そういった視点でも実際そこで開示されている情報の有用活用ということは考えていかなければいけないだろうと考えております。

後藤委員 私は富田委員のご意見に賛成で、国際的な枠組みづくりに何もすべて日本がイニシアチブをとらなければいけない必要は全くないので、むしろどんどん積極的に行け

ばいい。東アジアでつくる時は、少しは日本がイニシアチブをとりたいなと思っているのですが、なかなかお金が出るところがないので、動けない、こういうのが実情だと。私が今座長を務めさせていただいているワーキンググループは、冒頭に言いましたように、売り上げが1000億以下ぐらい、500人以上ぐらいをターゲットにした促進をどうするか。しかも、開示促進というよりは、環境経営の促進ということと開示促進なので、何か悪いものがあつたから、これを出せとか、そういうことよりは、環境経営を推進したい。だから、逆に言うと、太陽と北風と言いましたけれども、例えば今、CO<sub>2</sub>については、チャレンジ25キャンペーンとか、また、前はチーム6%とか、それが成功したか、しなかったか、別にして、何らかのキャンペーンとか、インセンティブを与えて、そういう格好で進んだら、ちょっと顕彰するとか、そういうようなことも考えていく必要があるのではないかというのがまだ1回目の議論でして、一方で、企業がどういう情報が必要かというのは、企業ごとによって若干違う部分があるので、今、まだそこまで議論は行っておりません。

古田委員 今、後藤委員がおっしゃったことはすごく納得感があって、1000億ぐらいの規模の会社の人たちにどういうふうに促進させていくかということに取り組むというところは非常に理解できると思います。それと、きょうのここに書いてある2つのテーマの論点が、ちょっと合わないなというふうに思います。グローバル企業に対してどうすべきかということに関しては、これはここにいらっしゃるほとんどの方は、ほうっておいていただいて結構ですというような、自分たちで考えますみたいなのところがあるのではないかと思います。

また、サプライチェーンを通じた環境取り組み促進を拡大させるような施策というところで、これも実はすごく難しく、サプライチェーンを通じた施策というのも、大きくは2つあります。1つは、やはりコンプライアンス系、特に化学物質系、RoHS指令や何かに対する対応というのは、これはサプライチェーンを通じてコンプライアンスを徹底するということなのですけれども、ここは容赦なく徹底するということががんじがらめに義務づけられているわけで、こういったところとボランタリーにサプライチェーン全体のレベルを上げていこうという話はやっぱり全然違う話でして、そこはきっちりと区別して、検討されるなら検討されたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

上妻委員長 ありがとうございます。ご意見を踏まえて、少し方針を修正していただきたいと思います。

魚住委員 先ほど上妻委員長がおっしゃられた日中韓の話なのですが、数年前、日中韓環境産業円卓会議というのがありまして、サステナビリティ情報審査協会会長として私も呼ばれていきました。そこでは、環境報告書の件とか、エコプロダクツ展、日本からは山本良一先生が団長で行かれて、一緒に行きましたけれども、そういう動きがあるので、そこでも話が出るのではないかと考えています。

もう1点、きょう、金融の方4名からお話を聞きました。私はこの取り組み、非常にすばらしくていいことだと高く評価するのですが、金融の悪い面もあるのではないかと。それはどういうことかという、投機マネー、要は世界が豊かになるほど投機マネーがどんどん大きくなっていく。先物取引でレバレッジをきかせて、実体の何倍、何十倍、何百倍というような動きで、食料とか、エネルギーとか、そっちのほうに行って、食料価格を上げることによって、西堤委員が言われた世界の貧困を引き起こしている可能性もあるのではないかと。金融のいい面と悪い面、悪い面をどういうふうに直していくか、そういうのも金融機関の活動テーマとしてあってもいいのではないかと個人的には思います。

上妻委員長 ありがとうございます。どなたか金融機関の方でご意見ありますでしょうか。よろしいですか。一般論として言われたことだと思うのですが、金融と環境、情報開示の関係につきましては、第3回目にも取り上げられると思いますので、もしご意見等があればそのときにお話ししたいと思います。

特段ご意見がないようであれば、そろそろ時間になりましたので、最後の締めに移らせていただきたいと思います。

次回以降の検討会の予定につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

猿田課長補佐 環境会計ガイドラインの訂正ということで、私の説明が少し言葉足らずだったので、当初第1回目にご説明させていただきましたとおり、環境取り組みに係る財務情報開示のあり方を検討していく中で、環境報告、もしくは環境会計ガイドラインの改定という必要性があればそこに当然結びつけていきたいというふうに考えております。

あと、促進策に関しまして、グローバル企業を特に中心にと考えているわけではなく、グローバル企業の情報をある程度しっかり有効に活用されているのかもしれないのですが、それから1000億の間の企業の環境情報をどうやって有効活用していこうかと。もちろん1000億以下のところも含めて、全体の環境情報の開示をどうやって有効活用

していこうかというための促進策も必要だというふうに考えておりますので、こちら辺もまた引き続き我々のほうでしっかりと詰めていきたいというふうに考えております。

それから、次回以降に関しましては、第3回目、最終回になりますけれども、3月14日、14時から17時半ということなのですけれども、Max 3時間半ということで、できれば3時間でおさめたいと思っております。上妻委員長や、各ワーキングの座長と中身をしっかりと詰めて、ご議論していただくようにしていきたいと考えております。

議題に関しましては、順番などは定まっていないのですけれども、今まで第1回、第2回でご議論いただいた内容とワーキングでの内容を踏まえまして、追加で皆様にご検討いただきたい内容ということと、あと、各環境政策との関連という話もございましたので、そこら辺の可能性といった意味で、少しご意見を賜ればというふうに考えております。それから、各ワーキングの検討状況については、各ワーキングの座長のほうからご説明をいただきたいということと、最後に、第1回目、第2回目を踏まえまして、ワーキンググループの議論内容を踏まえまして、中間報告書の案というものをまずつくっていきたいと思っております。そこら辺のお話をさせていただければと思っております。

上妻委員長 次回の会議時間がもしかすると3時間半になるということは、今初めて聞いたのですが、もしそのようなことがあると、皆さん、多大な影響があると思っておりますので、なるべく早くご連絡をさしあげたいと思っております。

それでは、きょうは、3時間にわたりまして、皆さんに熱心なご議論をいただきました。本当にありがとうございました。これを踏まえて、今後の検討会の審議、もしくはワーキンググループの検討に反映していきたいと思っております。

それでは、傍聴席の皆様も含めまして、本当にお疲れさまでした。これで散会させていただきます。